

# 御嵩町第5次男女共同参画プラン(概要)(案)

## 1. プランの趣旨

- ・過年度までの御嵩町の男女共同参画の取組、住民意識調査、国・県などの法整備等の状況や社会情勢を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現を目指すために策定するものである。
- ・男女共同参画社会基本法に基づき、国・県の計画や町民の意見を踏まえながら、御嵩町の他の計画との整合性を図ったプランである。御嵩町における女性活躍推進計画、DV対策基本計画、困難女性支援基本計画を包含している。
- ・計画期間は、令和7(2025)年度～令和11(2029)年度までの5年間とする。

## 2. プランの基本的な考え方

### 基本理念: 自分らしさを実現できるまち みたけ

住民一人ひとりが固定的な性別役割分担にとらわれず、性別ではなく個性を尊重し、それぞれが自分らしい生き方を実現できるよう、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などの現状を踏まえ、男女ともにアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)に影響されることなく、「自分らしさを実現できるまち みたけ」を目指す。

## 3. プランの内容

基本目標1 男女共同参画社会形成のための意識づくり	人権を尊重する意識の高揚 幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解促進
基本目標2 男女が共に参画できるまちづくり	政策・方針決定の過程への男女共同参画の推進 男女が共に参画できる地域づくりの推進 家庭における男女共同参画の推進
基本目標3 多様な働き方が選択できる環境づくり(女性活躍推進計画)	就業の場での男女共同参画の推進 ワーク・ライフ・バランスの推進
基本目標4 一人ひとりが自立できる福祉のまちづくり	生涯を通じた健康づくり支援 自立を支える福祉の充実
基本目標5 男女間における暴力の防止と被害者の支援 困難な問題を抱える女性への支援(DV対策基本計画、困難女性支援基本計画)	DVを許さない・見逃さない地域社会づくりの推進 安心して相談できる体制の整備

## 4. プランの推進

- ・庁内の推進会議を中心に計画・施策の推進を図り、具体的な施策の進捗状況を確認し、必要な対応策を講じる。
- ・行政だけでなく男女共同参画懇話会をはじめとする住民、地域、事業者、各種団体などが連携して施策を展開する。

## 5. 資料編

住民意識調査の結果のほか、幼少期からの意識醸成のため、子どもたちのためにわかりやすいプランの解説を新たに掲載。

## 第4次プランとの違い(抜粋)

困難女性支援計画の包含(効率的な計画推進)、アンコンシャス・バイアスの視点追加(国・県が強化する視点の導入)、目標指標や施策の一部見直し(適切な進捗管理と実行力強化)、子どもたち向け解説の追加(幼少期からの意識醸成)



(案)

御嵩町

第5次男女共同参画プラン

自分らしさを実現できるまち みたけ

令和7年3月  
御嵩町



## ごあいさつ

御嵩町では、「自分らしさを実現できる町 みたけ」を基本理念とした御嵩町男女共同参画プラン(第1次プラン)を平成17年に策定し、その後、平成22年に第2次プラン、平成27年に第3次プラン、令和2年に第4次プランを策定しました。これらのプランに基づき、広報紙等を通じた意識啓発を中心に、性別ではなく個性を尊重し、誰もが自分らしく生きていける社会の実現を目指してきました。



世界的にも男女共同参画社会の実現に向けた動きは加速しており、平成27年の国連サミットでは「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、その目標の1つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられました。国内では、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されて以降、国・県・市町村は様々な取り組みを実施してきました。急速な少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、経済発展などに対応するため、女性の活躍推進、政治分野の男女共同参画推進などの法整備が進められています。そのほか、DVや様々なハラスメントといった人権侵害行為の防止と対策、仕事と生活の良好な両立を図るワーク・ライフ・バランスの推進、女性の視点を取り入れた防災対策の強化、性的マイノリティの人権尊重、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消など、社会全体を俯瞰的かつ多角的に捉えながら取り組みを進めていく必要があります。

今回、第5次プランを策定するにあたり「住民意識調査」を実施した結果、こうした社会の活発な動きや新型コロナウイルス感染症パンデミックを経た新常态の定着などにより、様々な意識の変化が見られました。第5次プランでは、基本理念をはじめとして第4次プランを継承しつつ、新たな視点の導入や施策の改善を行い、すべての住民が自分らしく、また誇りを持って生きていけるまちの実現に向けた取り組みを強化しています。そして、その実現に向けて、行政だけでなく住民・地域・事業者・各種団体などが連携し、本プランに基づいた取り組みを様々な場面で展開していただけますよう、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました御嵩町男女共同参画懇話会の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの住民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和7年3月

御嵩町長 渡辺 幸伸

# 目次

## 第1章 プランの趣旨

1 プラン策定の背景と趣旨 .....	1
2 プランの性格・位置づけ .....	2
3 プランの期間 .....	2

## 第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念 .....	3
2 プランの体系 .....	4
3 プランの目標指標及び目標数値 .....	6

## 第3章 プランの内容

基本目標1 男女共同参画社会の形成のための意識づくり .....	7
基本目標2 男女が共に参画できるまちづくり .....	10
基本目標3 多様な働き方が選択できる環境づくり(女性活躍推進計画) .....	14
基本目標4 一人ひとりが自立できる福祉のまちづくり .....	16
基本目標5 男女間における暴力の防止と被害者の支援(DV対策基本計画) 困難な問題を抱える女性への支援(困難女性支援基本計画) .....	18

## 第4章 プランの推進

1 推進体制 .....	20
2 進捗管理 .....	20

## 第5章 資料編

1 用語解説 .....	21
2 令和5年度御嵩町男女共同参画に関する住民意識調査結果(抜粋) .....	25
3 男女共同参画に関する国内外の動き(年表) .....	34
4 御嵩町男女共同参画推進会議設置要綱 .....	36
5 御嵩町男女共同参画懇話会設置要綱 .....	37
6 御嵩町男女共同参画懇話会委員名簿 .....	38
7 御嵩町第5次男女共同参画プラン策定経過 .....	38
8 子どもたちのために、わかりやすくプランを解説します! .....	39

# 第1章 プランの趣旨

## 1 プラン策定の背景と趣旨

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。同法第14条第3項においても、市町村はその区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。御嵩町では、この趣旨に基づき、平成17年に「御嵩町男女共同参画プラン」（「第1次プラン」）、平成22年に「御嵩町第2次男女共同参画プラン」、平成27年に「御嵩町第3次男女共同参画プラン」、令和2年に「御嵩町第4次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施してきました。

令和5年度に実施した「御嵩町男女共同参画に関する住民意識調査」の結果を見ると、これまでの取り組みの効果もあり、性別による固定的な役割分担意識の解消と、性よりも個性を重視した生き方への意識が浸透していることが示唆されました。しかしながら、社会全体で見ると女性の参画が進んでいない分野があるなど、不平等感は依然として根強く残っています。また、特に女性の就労状況や意識に変化が見られました。

御嵩町第4次男女共同参画プランの策定以降、国においては、平成31年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正による一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」の策定、令和3年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定、令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた新たな段階の取り組みが進められています。岐阜県においても、令和6年に「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」が策定され、ワーク・ライフ・バランスの推進や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消し、自分の意志で全ての分野に参画できる環境づくり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みが進められています。

本プランは、こうした状況や社会情勢を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現を目指すために策定するものです。

## 2 プランの性格・位置づけ

- ① 男女共同参画社会基本法第9条および第14条第3項に基づき、御嵩町における男女共同参画社会の実現を目的とするものであり、御嵩町第4次男女共同参画プランの内容を継承しつつ、新たな課題への取組を反映させたプランです。
- ② 国の「第5次男女共同参画基本計画」および「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」に掲げられた目標や施策の方向性を踏まえたプランです。
- ③ 御嵩町の総合計画をはじめ、御嵩町の福祉分野や教育分野などの各種計画との整合性を図ったプランです。
- ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に定める市町村推進計画および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に定める市町村基本計画および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項に定める市町村基本計画を包含するプランです。
- ⑤ 御嵩町男女共同参画懇話会をはじめとする町民の意見を反映させたものであり、行政はもとより、家庭職場、学校、地域などにおけるすべての町民が、それぞれの立場で自ら考え、行動するための共有の指針となるプランです。

## 3 プランの期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化等により新たにプランに盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1 プランの基本理念

# 自分らしさを実現できるまち みたけ

御嵩町男女共同参画プランの基本理念である「自分らしさを実現できるまち みたけ」は、第1次プランから引き継がれ続けているもので、住民一人ひとりが固定的な性別役割分担にとらわれず、性別ではなく個性を尊重し、それぞれが自分らしい生き方を実現できる町にしたいという思いが込められています。

この基本理念および男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画社会基本法に示されたように、次のような課題を克服する必要があります。「①男女が社会の対等な構成員であること」「②自らの意思によって社会のあらゆるところに参画できること」「③男女が均等に利益を享受できること」「④男女が共に責任を担うこと」つまり、男女互いの人権が尊重され、男女があらゆる場面で参画し、その利益も責任も共に分かち合える社会が求められています。

男女共同参画は徐々に進展していますが、依然として社会のあらゆる場面で男女の地位の不平等や固定的な性別役割分担意識が残っています。政策や方針決定過程や働く場における女性の活躍が進んでいないなどのジェンダー・ギャップ(男女の性差によって生じる格差)も存在し、その背景にはアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)があると指摘されています。

さらに、人口減少や少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などの現状を踏まえ、御嵩町は5つの基本目標に沿って取り組みを進めていきます。そして、男女ともにアンコンシャス・バイアスに影響されることなく、「自分らしさを実現できるまち みたけ」を目指していきます。

#### ■ アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み) とは

誰もが無意識のうちに持っている思い込みのことです。これは育った環境や経験、所属する集団の影響で、意識せずに脳に刻み込まれた固定観念や既成概念となります。完全に取り除くことは難しいですが、気づかぬまましていると、自分や周りの人の可能性を狭めたり、誰かを傷つけてしまったりすることがあります。まずは自分がアンコンシャス・バイアスを持っていることに気づき、「こうすべきだ」「普通はこうだ」のような押し付けや決めつけに気をつけましょう。

例) 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ。デートや食事のお金は男性が負担すべきだ。仕事より育児を優先する男性は仕事へのやる気が低い。男性は気を遣う仕事や細かい作業には向いていない。育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきではない。女性は感情的になりやすい。

## 2 プランの体系



## 施策

	①人権に対する意識啓発
	②相談体制の充実
	①男女平等の視点に立った教育の推進・環境整備
	②多様な生涯学習機会の提供
	①審議会・委員会における男女共同参画
	②町政運営における能力本位の登用
	①地域活動への男女共同参画の推進
	②ボランティア団体などの育成と充実
	③多様な視点でのまちづくり
	①男女がともに家庭生活を担う意識づくり
	②子育て・介護支援体制の充実
	①企業・事業者に対する男女共同参画の意識啓発
	②多様な就業形態への男女共同参画の取り組み
	③女性の就業継続とキャリアアップ支援
	①ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
	①性と生命を尊重する教育の推進
	②健康づくりの意識啓発と機会の充実
	③妊娠期、出産前後における健康づくり支援
	①高齢者や障がい者の介護や自立支援の充実
	②ひとり親家庭の自立支援事業の充実
	①住民などへの啓発・教育の推進
	①相談体制の充実・相談窓口の周知
	②被害者の保護・自立支援の充実
	③関係機関との連携

### 3 プランの目標指標及び目標数値

基本目標	指標	根拠	参考値 (H30)	現状値 (R5)	目標値 (R11)
1	女性の人権が尊重されていない(=女性に対する差別がある)と感知することが、「特にない」人の割合	住民意識調査	4.7%	6.4%	10.0%
1	人権に関する講演会等の参加者満足度	参加者調査等	97.5%	91.0%	98.0%
1	性自認、性的指向、LGBT等について「内容を知っている」人の割合	住民意識調査	24.1%	38.5%	50.0%
1	セクハラについて「被害の経験がある」人の割合	住民意識調査	8.5%	9.0%	3.0%
1	男女平等・男女共同参画について話し合いや学習をしたことがない人の割合	住民意識調査	54.0%	54.1%	50.0%
1	中山道みたけ館(図書館)における男女共同参画に関する蔵書の貸出回数	庁内資料	198回	203回	250回
2	地方自治法第202条の3に基づく審議会などにおける女性委員の割合	庁内資料	34.7%	28.4%	40.0%
2	町の係長級以上に占める女性の割合	庁内資料	8.8%	21.3%	29.5%
2	男女の立場が、地域活動では平等であると思っている人の割合	住民意識調査	31.1%	31.0%	40.0%
2	女性防災リーダーへの登録数	庁内資料	43人	66人	90人
2	「男性は仕事、女性は家庭」という考え方の人の割合	住民意識調査	7.7%	8.1%	5.0%
3	男女の立場が、職場では平等であると思っている人の割合	住民意識調査	23.4%	28.4%	40.0%
3	町男性職員の配偶者出産特別休暇 <sup>※1</sup> 取得割合	庁内資料	66.6%	85.7%	100%
3	町男性職員の育児参加休暇 <sup>※2</sup> 取得割合	庁内資料	11.7%	100%	100%
3	ワーク・ライフ・バランスについて「内容を知っている」人の割合	住民意識調査	14.2%	30.5%	65.5%
3	町内における「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定数	庁内資料	0社	0社	1社
4	清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業への町民参加登録者数	庁内資料	-	24人	400人
4	「男性も女性も共に介護すべきである」と思っている人の割合	住民意識調査	61.2%	58.4%	70.0%
5	DVのうち精神的暴力の「被害の経験がある」人の割合	住民意識調査	9.0%	12.2%	3.0%
5	DVのうち身体的暴力の「被害の経験がある」人の割合	住民意識調査	4.7%	3.7%	3.0%
5	DVについて「内容を知っている」人の割合	住民意識調査	69.2%	74.3%	80.0%
5	DVの被害・加害者で「相談しなかった」人の割合	住民意識調査	40.4%	46.7%	30.0%
5	DVの被害・加害者で「相談場所がわからなかった」ため相談しなかった人の割合	住民意識調査	21.1%	8.6%	3.5%

※1 配偶者出産特別休暇:夫が妻の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付き添い等のために男性労働者に与えられる休暇制度。妻の出産等に係る場合、2日の範囲で日又は時間で取得可能。

※2 育児参加休暇:夫が妻の産前・産後休暇期間中に、出生した子や小学校就学前の子を養育するために取得できる休暇制度。妻の産休中に子又は上の子の養育のため、5日の範囲で日又は時間で取得可能。

# 第3章 プランの内容

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会形成のための意識づくり

**現状と課題** ※男女共同参画に関する住民意識調査(令和5年度)等より

男女の平等感について、職場では男性が優遇されていると感じる人の割合が前回調査より減少していますが、政治の場ではその割合が増加傾向にあります。また、社会全体においては、7割以上の方が男性の方が優遇されていると感じています。

女性の人権が尊重されていないと感じる理由として、「『男は仕事、女は家庭』という固定的な性別役割の押し付け」が最も多く、次いで「職場でのセクハラやマタハラ」が挙げられています。セクハラの被害経験も前回調査より増加しています。セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどのハラスメントは、加害者の罪の意識が薄く、被害者が相談しにくい状況が多いため、被害が深刻化しやすいです。これらのハラスメントは重大な人権侵害であり、安心して相談できる体制づくりと防止対策の徹底が必要です。

男女平等や男女共同参画について話し合いや学習をした経験がない人が半数以上を占めており、行政が力を入れるべきこととして「男女共同参画に関する幅広い情報の提供」が最も高く求められています。これらのことから、プランの周知と男女共同参画社会の重要性をPRし、身近な場所での意識づくりが求められています。

さらに、一人ひとりの個性を理解し認め合うために、多文化共生の推進や、ジェンダーや性的マイノリティ(LGBT等)に関する理解と支援の促進も必要です。

### 方針(Ⅰ)人権を尊重する意識の高揚を図ります

男女共同参画社会を実現するためには、「男だから」「女だから」といった固定的な価値観にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、それぞれの個性を認め合う関係を築くことが重要です。家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野に向けて、意識啓発や情報提供を積極的に行い、人権に対する意識を高めます。

また、さまざまなハラスメント防止に向けて意識啓発を進めるだけでなく、関係機関と連携し、誰もが気軽に安心して相談できる体制を充実させます。

## 施策① 人権に対する意識啓発

具体的な取り組み	概要	担当課
男女共同参画や人権に関する講演会などの開催	人権や、男女共同参画に関する講演会・学習会を開催し、幅広い年代層を対象に意識啓発を図ります。なお、開催にあたっては、他の部署や関係団体と共同で行うなど、できるだけ多くの住民が参加できるよう工夫します。	企画課 福祉子ども課 生涯学習課
メディアにおける表現への配慮	身近な環境における不適切な性・暴力表現や性別による固定的な役割分担を助長するような表現について、その排除に努めるとともに、有害図書等の除去活動を実施します。また、人権に関する理解を深めるため、幼児から青少年まで良質な図書を紹介し、人権学習の普及を図ります。	生涯学習課 学校教育課
町が発信する情報への配慮	町広報紙、ホームページ・SNS、チラシ、公文書などにおいて、性別役割分担意識を助長するような表現や、人権尊重の意識をそこなう表現がないように配慮します。	企画課 総務課 関係各課
人権を尊重する意識の啓発	町広報紙、地元に着目した報道機関（ケーブルテレビ可児やFMらら）、SNSなど様々な媒体を活用し、啓発を行います。また、啓発資料を作成し、広く周知します。	企画課 関係各課
人権施策推進指針の推進	「御嵩町人権施策推進指針」に基づき、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場における人権施策を推進していきます。	福祉子ども課 関係各課
様々なハラスメント防止のための啓発	広報紙をはじめ情報媒体を活用し、学校・職場・地域などにおける様々なハラスメントの防止に向けた情報を提供し、住民の認識を高めるよう啓発に努めます。	企画課 まちづくり課 学校教育課
町のハラスメント対策の実施と相談体制の確立	モデルケースとなるよう、庁内において、職員一人ひとりがハラスメントを正しく理解し、未然に防げる職場づくりと相談しやすい体制を整えます。	総務課
多文化共生社会実現のための国際理解・国際交流の推進	多様化社会での幅広いコミュニケーション実現のため、多文化理解としての国際理解の啓発を進め、国際交流の機会を支援していきます。	企画課
LGBT等への理解促進	性的マイノリティ(LGBT等)に関する理解の促進と、相談支援・情報提供を行います。	企画課 福祉子ども課

## 施策② 相談体制の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
住民相談体制の充実	各種相談事業の体制の充実を図ります。(法律相談、人権相談、介護相談、精神保健福祉相談、結婚相談、障がい者相談)	住民環境課 福祉子ども課 保険長寿課
関係機関との連携と相談窓口の周知	多文化共生、ハラスメント、LGBT等の相談に適切な対応ができるよう関係機関と連携し、広報紙などで相談窓口を周知します。	企画課 福祉子ども課
民生委員・児童委員の役割の充実	住民の最も身近な相談窓口である民生委員・児童委員が、職務遂行に必要な知識や技能を身につけ相談にあたるよう研修などの充実を図ります。	保険長寿課

## 方針(2) 幼児期から生涯にわたる男女共同参画の理解を促進します

男女共同参画の理解を促進するため、幼児期から生涯にわたる教育の場において、一人ひとりの個性や能力が尊重され、十分に発揮できる環境を整備します。学校教育では、男女平等や人権尊重の視点に立った教育を推進し、生徒たちが固定的な性別役割分担にとらわれず、互いの個性を尊重する意識を育むことを目指します。

また、生涯学習の場でも、固定的な性別役割分担意識の解消と個性を尊重し合う意識を高めるため、多様な学習機会の提供と学習環境の整備に努めます。

### 施策① 男女平等の視点に立った教育の推進・環境整備

具体的な取り組み	概要	担当課
男女共同参画に関する学習機会の確保・提供	性別役割分担意識は、幼少時に家庭のなかで形成される部分が多いことから、子どもたちの意識形成に影響を与える親に対する学習機会を提供し、だれもが参加しやすいよう事業内容を検討していきます。	生涯学習課
男女共同参画の視点を持つ教育者の育成	保育・幼児教育・学校教育・社会教育関係者に対するジェンダーに敏感な視点を醸成し、「隠れたカリキュラム」というべき偏見を防止する観点から、男女共同参画意識の向上のための研修の充実を図ります。	福祉子ども課 学校教育課 生涯学習課
男女共同参画の視点に立った教育環境づくり	中学校の制服を見直し、制服選択の自由度の向上を図ります。	学校教育課
学校教育を通じたメディア・リテラシーの向上	学校教育の場において、インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を人権尊重や男女共同参画の視点から考え、理解できるよう、情報化の進展に対応したメディア・リテラシーの向上を図ります。	学校教育課
命のふれあい授業の実施	町内すべての中学3年生を対象とした「いのちの授業」(①生命の誕生の DVD 視聴、②体験講座、③助産師講話)を実施し、生まれてから死ぬまでの「自分だけの物語」を描くための一助となる学びの場を設けます。	生涯学習課 学校教育課

### 施策② 多様な生涯学習機会の提供

具体的な取り組み	概要	担当課
男女共同参画や人権に関する図書の充実	中山道みたけ館(図書館)の男女共同参画や人権に関する蔵書の充実を図ると共に、貸出が増えるよう周知方法の工夫を行います。	生涯学習課
一家庭一実践の推進	乳幼児～小中学生の子を持つ家庭に対し、一家庭一実践の取り組みを通じて家族での共同体験を推進します。	生涯学習課
成人講座の充実	成人講座において、男女共同参画の視点に立った講座メニューを検討するとともに、だれでも参加しやすいよう工夫をしていきます。	生涯学習課
愛の絵手紙&一行詩の実施	あらゆる年代が参加できる、絵手紙などを通じて、感謝の気持ちや願いを家族などに伝えることにより、優しさや思いやりの心を育む取り組みを実践します。	生涯学習課

## 基本目標2 男女が共に参画できるまちづくり

**現状と課題** ※男女共同参画に関する住民意識調査(令和5年度)等より

企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由として、「男性優位の組織運営」「女性自身が積極的でない」「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」といった回答が多くなっています。また、女性の社会進出があまり進んでいない分野での女性の進出を促進するためには、「企業が自主的に女性社員の採用や管理職への登用、教育訓練などに目標を設けて取り組む」ことが最も求められています。このことから、社会のあらゆる分野において、方針決定過程への女性の参画を呼びかけるとともに、参画できる能力開発支援が必要です。さらに、役場がモデルケースとなり、女性の管理職登用を推進することが求められます。

地域社会活動への参加状況については、「町内会や自治会の活動」への参加が最も多い一方で、若年層では男女ともに「参加していない」の割合が高くなっています。今後の参加にあたっては、「活動するための時間的な余裕があること」が最も求められています。家庭に次いで身近な場所である地域を一人ひとりが支えることの重要性を周知し、性別や年代を問わず協力し合う意識づくりが必要です。

東日本大震災以降、男女双方の視点を取り入れた災害対策が重要視されています。特に必要なこととして「避難所の設備(男女別トイレ・更衣室、授乳室、防犯対策等)」が挙げられ、日常から男女双方の視点を活かした避難マニュアルや避難所運営マニュアルの整備が求められます。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、これまでの調査と比較して「そう思わない」の割合が高くなっており、性別による固定的役割分担意識が解消しつつあります。今後も個人の能力を性別で固定的に判断せず、個別の能力で評価する意識付けが必要です。

男女が共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」や「労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境を整備すること」が求められています。また、夫婦間で家事の分担を話し合うことや、子どもの頃から男女ともに家事を手伝うよう育てることも重要です。男女が共に家庭生活を担うことの啓発や、子どもの頃からの男女共同参画の視点に立った教育が求められます。

### **方針(1) 政策・方針決定の過程への男女共同参画を推進します**

多様な視点が反映された意思決定と公平で包括的な政策を実現するため、審議会や委員会における男女共同参画を推進し、女性の参画を積極的に進めます。

また、町政運営においては、能力本位の登用を徹底し、性別にかかわらず個々の能力や適性を評価して人材を登用します。特に女性職員に対しては、意識改革や能力開発を支援し、職域の拡大および管理職への積極的な登用を進めます。これにより、町がモデルケースとなり、他の組織や企業にも良い影響を与えることが期待されます。

### 施策① 審議会・委員会における男女共同参画

具体的な取り組み	概要	担当課
審議会・委員会などへの女性の登用促進	町の各種審議会などにおける女性委員の登用を推進すると共に、公募制にて多様な人材の登用を進めます。	総務課 関係各課
地域活動における男女共同参画の促進	自治会長連絡協議会や単位自治会などに対して、性別を問わずだれもが参画しやすい環境になるよう働きかけます。	住民環境課

### 施策② 町政運営における能力本位の登用

具体的な取り組み	概要	担当課
町の管理職などへの能力本位の登用促進	管理監督職における職務遂行のやりがいについて理解を深めるため、意識啓発を行います。また、実務能力向上のための研修への派遣を実施し、今後も性別に関わらず、管理職や係長への能力本位の登用を進めます。	総務課
人材育成の推進	男女共同参画に関する職員の研修や情報提供を充実させ、男女共同参画の視点にたって町行政を推進する職員を育成します。	総務課

### 方針(2) 男女が共に参画できる地域づくりを推進します

地域全体の活力が向上し、多様な意見が反映された地域づくりを実現できるよう、地域活動への男女共同参画を推進し、町内会や自治会、地域イベントなどで男女がバランスよく参加できるようにします。

また、地域の課題に協力して取り組む姿勢を育て、地域社会の結束が強まるよう、ボランティア団体や地域のNPOの育成と充実を図り、男女問わず参加しやすいボランティア活動を促進します。

さらに、すべての住民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、多様な視点を取り入れたまちづくりを進めます。

### 施策① 地域活動への男女共同参画の推進

具体的な取り組み	概要	担当課
地域における性別による役割の固定化の解消	地域組織において、性別を問わず能力や個性を生かして役職に就くことや、活動に参画できるよう意識啓発を進めていきます。また、男女が共に参加しやすい時間帯に会議を開催するなどの工夫を働きかけます。	住民環境課 関係各課
地域防災への女性の参画促進	地域の自主防災組織への女性の参加を増やし、女性の視点を取り入れて、緊急時に協力し合えるよう意識啓発を進めると共に、女性防災リーダーの増員や女性消防団員の加入促進など、女性の地域防災への参画を進めます。	総務課
シニア世代の活動支援	これまで職場を中心に活動してきた中高年の人などが、性別に関わりなく、その知識や能力を地域活動に生かせるよう、生きがいづくりやボランティア活動などに参加できるよう情報提供などに努めます。	福祉子ども課 生涯学習課

## 施策② ボランティア団体などの育成と充実

具体的な取り組み	概要	担当課
ボランティア・NPOなどの支援体制の充実	性別、年齢等に関わらず地域住民主体の活動が活発に行われるよう、各種情報提供や地域づくり講座の開催などの支援を行います。	まちづくり課 住民環境課
女性の人材育成支援と情報の提供	婦人団体などの活動支援を通じて、リーダーの育成支援や研修などの情報提供を行います。	生涯学習課

## 施策③ 多様な視点でのまちづくり

具体的な取り組み	概要	担当課
公共施設などにおけるユニバーサルデザインの推進	高齢者、障がい者、妊婦などが躊躇（ちゅうちよ）することなく外出でき、積極的に活動できるよう公共施設などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。また、乳幼児連れの男女が、おむつ交換などに利用できるようベビーベッド、ベビーチェアの設置を促進します。	総務課 関係各課
国際的視野で見た地域づくり	在住外国人も含めて、住民全体を対象としたイベントの開催などまちづくりを推進するにあたり、各種の実行委員を年齢や性別、国籍を問わず、募集するよう関係機関に働きかけます。	企画課

## 方針(3) 家庭における男女共同参画を推進します

男女がともに家庭生活を担うことで、家庭内の負担を分散し、より豊かな家族関係を築くことができます。また、多様化するライフスタイルに対応し、個人が自分らしい生き方を実現できるよう、子育てや介護に対する支援体制の充実を図ります。これにより、すべての家庭が安心して暮らせる環境が整い、男女共同参画社会の基盤が強化されます。

### 施策① 男女がともに家庭生活を担う意識づくり

具体的な取り組み	概要	担当課
男性の家庭教育への参加促進	家庭教育学級の学びを通じて、家事・育児は母親だけでなく、父母が共に担っていくよう意識改革を促します。	生涯学習課
男女が共同で参加できる講座等の開催	夫婦や家族が一緒に参加でき、話題を共有できるような講座を検討していきます。また、家庭教育学級（乳幼児・幼稚園・保育園・小学校・中学校）などの開催にあたっては、多世代が参加しやすいよう工夫を行います。また、父親に向けた講座等も検討していきます。	生涯学習課
親子で参加できるイベントの啓発、環境づくり	親子で参加できるイベントの開催を検討します。乳幼児向けのイベントには父親が参加しやすい環境づくりを進めます。	生涯学習課

## 施策② 子育て・介護支援体制の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
放課後児童の居場所の確保	放課後に児童が安心・充実した時間が過ごせるよう放課後児童クラブを運営します。運営にあたってはニーズに対して十分な質と量を確保し、適切な利用環境を提供します。	学校教育課
地域子育て支援センター等の充実	子育てにかかる様々な不安を解消するため、子育て支援拠点施設「ぽっぽかん」における相談機能、交流機能、療育機能の充実を図ります。	福祉子ども課
経済的負担の軽減	児童手当の支給や子どもの医療費助成により子育て家庭の経済的負担軽減を行います。	福祉子ども課
住民の支え合いによる子育て支援	住民の互助による子育て支援サービスであるファミリー・サポート・センターの充実と定着を図ります。	福祉子ども課
託児制度などの充実	多様化するライフスタイルに対応できるよう、一時預かり事業の充実を図ります。	福祉子ども課
家族介護者支援の充実	介護者の身体的・精神的負担を和らげるため、介護者同士の交流や、介護者に向けた相談体制を整備し、介護者支援を推進します。	保険長寿課
相談体制の充実	地域包括支援センター、こども家庭センター、基幹相談支援センターが相互連携し、属性、世代にとらわれず、世帯における複合化・複雑化した課題に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。	保険長寿課 福祉子ども課

## 基本目標3 多様な働き方が選択できる環境づくり

### (女性活躍推進計画)

**現状と課題** ※男女共同参画に関する住民意識調査(令和5年度)等より

職場での男女の平等感について、前回調査と比較すると、全ての項目で平等であると感じる人の割合が高くなっており、職場における性別による不平等感は徐々に解消しつつあります。女性が職業を持つことについても、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」とする就労継続を希望する割合が最も高くなりました。このことから、子育て後の再就職支援だけでなく、子育てと仕事の両立支援策が必要です。

職場環境については、女性にとって働きやすいと感じる人の割合が前回調査と比較してやや回復しているものの、男女がともに働きやすい職場づくりが引き続き望まれます。働き方について、希望では「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させたい」の割合が最も高い一方、現実では「家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させている」の割合が最も高く、希望と現実に差がある状況が見られます。

また、育児休業制度や介護休業制度の認知度は前回調査より増加していますが、各制度の取得率は数%に留まっています。こうした制度のさらなる周知と利用できる職場環境づくりを促進し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの充実が必要です。

#### 方針(1) 就業の場での男女共同参画を推進します

労働条件の男女格差解消をはじめ、長時間労働の削減や労働生産性の向上など、働き方改革を進めることが重要です。これに向けて、企業や事業者に対して男女共同参画の意識啓発を行い、男性の育児休業取得促進やライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入を推進します。関係機関と連携して、これらの取り組みを周知し、実効性を高めます。また、地域経済の活性化にもつなげられるよう、女性の就業継続とキャリアアップ支援を強化します。女性の就労・起業・キャリアアップに関する情報提供を行い、女性が職場で継続して働き、キャリアを積むことができるよう、各種の研修や支援プログラムを提供・周知します。

#### 施策① 企業・事業者に対する男女共同参画の意識啓発

具体的な取り組み	概要	担当課
男女共同参画意識の企業への啓発	企業に対し、性別に関係なく機会が均等であることの意識付けを図るよう、関係機関と連携しながら働きかけます。	まちづくり課
男性職員の育児休業などの積極的な利用促進	モデルケースとなるよう、庁内において、男性職員が育児休業制度や介護休業制度を積極的に利用できるよう職場環境を整え、理解が深まるよう意識啓発を行います。	総務課

具体的な取り組み	概要	担当課
役割分担意識解消の意識啓発	性別による固定的役割分担意識を解消させ、個人の個性と能力が十分に発揮できる労働環境の実現のための啓発活動を行います。	まちづくり課

## 施策② 多様な就業形態への男女共同参画の取り組み

具体的な取り組み	概要	担当課
職員配置における男女平等の配慮	庁内において、片方の性に偏らない人員配置に配慮します。	総務課
商工自営業等における男女共同参画の推進	商工自営業等の世帯における家族従事者の労働価値を適正に評価し、個々の役割分担や地位についての家族でのルールづくりを推進していきます。	まちづくり課

## 施策③ 女性の就業継続とキャリアアップ支援

具体的な取り組み	概要	担当課
就労機会の情報提供と女性の意識拡大	女性の経済的自立を促進するための研修機会や就職についての情報を提供します。	まちづくり課
再就職、キャリアアップ、起業への支援	再就職やキャリアアップ、起業へのチャレンジに対し、性別がハードルとならないよう、制度等の情報提供を行うとともに、それらに対する支援の充実に努めます。	企画課 まちづくり課

## 方針(2) ワーク・ライフ・バランスを推進します

「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスをとり、男女がともに仕事と育児・介護、地域活動などを担い、住民一人ひとりが生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供を進めます。

### 施策① ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

具体的な取り組み	概要	担当課
労働条件の向上と職場環境整備の啓発	育児休業制度や介護休業制度の普及、リモートワークや労働時間の短縮、フレックスタイム制など、だれもが働きやすい職場環境の形成について、事業者に啓発していきます。	まちづくり課
ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うと共に、セミナーの開催や企業を対象とした研修や会合などで意識啓発を図ります。	まちづくり課
働きやすい職場環境の充実	モデルケースとなるよう、庁内において、育児をしながら働く職員や会計年度任用職員など、様々な就業形態の職員が働きやすい職場環境を整えます。	総務課
仕事と家庭の両立支援	働く者が共に家庭的責任を担い、職業生活と家庭生活を両立したバランスよい生き方ができるように関係機関との協力連携を強化します。	まちづくり課

## 基本目標4 一人ひとりが自立できる福祉のまちづくり

**現状と課題** ※男女共同参画に関する住民意識調査(令和5年度)等より

性別や年齢によって異なる健康上の課題があり、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るためには、正しい知識を持ち、心身の健康づくりに取り組むことが求められます。男女が互いの身体的性差を理解し、尊重し合うことが、男女共同参画社会の形成には必要不可欠です。

特に、性行動の低年齢化に伴い、若年層における性感染症が増加しています。幼少期からのHIV(エイズ)・性感染症の教育や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する学習・指導が重要です。また、住民が自ら健康を見直す機会を提供し、健康に対する啓発を進めることが必要です。さらに、女性が安心して妊娠期や出産前後を過ごせるような取り組みも求められます。

地域の高齢化が進む中、高齢者や障がい者の介護を家庭内だけでなく地域全体で支援する取り組みが必要です。また、ひとり親家庭など経済的に自立が困難な住民が自分らしく安心して暮らせる環境整備も重要です。

### 方針(1) 生涯を通じた健康づくりを支援します

幼少期から性や性差に関する正しい知識を得られるよう、心身の発達に応じた性教育を推進し、性と生命を尊重する教育を行います。

また、健康に関する情報提供や教育プログラムを実施し、住民が自らの健康を見直し、維持・向上させることができるよう支援します。

さらに、妊娠期や出産前後の女性を対象に、健康づくり支援を強化します。安心して妊娠期や出産を迎えられるよう、福祉サービスの提供を充実させ、適切なサポートを行います。

### 施策① 性と生命を尊重する教育の推進

具体的な取り組み	概要	担当課
性の尊重に関する教育	思春期の子どもたちに対し、科学的な性知識を教えると共に、人間尊重や男女平等などの精神を培う教育を推進します。個に応じた相談・指導体制の強化を図ります。小中学校において学習指導要領に基づく性教育を行います。	学校教育課
HIV(エイズ)・性感染症に対する教育	児童、生徒がHIV(エイズ)や性感染症に対する正しい理解が深まるよう教育を行います。	学校教育課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識づくり	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての認識を高めるため、学校や保健医療関係者が連携をとり学習機会の提供に努めます。	福祉子ども課 学校教育課

### 施策② 健康づくりの意識啓発と機会の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業の周知	各種健(検)診の受診や、健康教室、市町村等が指定する健康づくりメニューなどに積極的に取り組んでもらうため、清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業を通じて、住民の健康意識が高まるよう周知していきます。	福祉子ども課

具体的な取り組み	概要	担当課
個に応じた健康づくりの啓発・支援	各種イベントへのブース参加やいきいき健康相談の強化を通じて、住民一人ひとりの主体的な健康づくりを啓発・支援します。	福祉子ども課
食生活改善推進協議会員の育成	地域の食を通じた健康づくりの担い手として、食育活動への支援を行います。	福祉子ども課

### 施策③ 妊娠期、出産前後における健康づくり支援

具体的な取り組み	概要	担当課
母子健康手帳の活用の周知	妊娠初期の保健指導を通じ、正しい知識と生活の充実を図り、同時に父子健康手帳の発行も行うことにより、父親も妊娠・出産・育児に認識を持つように努めます。	福祉子ども課
健康診査事業の充実	妊産婦の健康診査の推進や発達段階に合わせた乳幼児健診の実施により、母子の健康づくりを行います。	福祉子ども課
妊婦の健康相談・教育事業の充実	安心して出産や育児に取り組めるよう各種相談事業や、サークル活動・訪問指導などの教育事業の充実を図ります。また、これらの活動を通じて、母としての気持ちの育成を行います。	福祉子ども課

## 方針(2) 自立を支える福祉の充実を図ります

家族内では男女が協力し合い、誰もが安心して住み慣れた地域で介護や介助が受けられるよう、社会的な支援サービスを充実させます。

また、ひとり親家庭の負担を軽減し、安心して安定した生活を送れるよう支援します。これにより、ひとり親家庭が自立しやすい環境を整え、経済的な安定を図ります。

### 施策① 高齢者や障がい者の介護や自立支援の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
高齢者の自立を支えるサービスの充実	だれもが住み慣れた地域において健康で暮らし続けられるよう、介護予防サービスや日常生活における自立を支えるサービスの充実を図ります。	保険長寿課
地域包括支援センターの充実	介護予防と高齢者の自立を支援する拠点として地域包括支援センターの充実を図ります。	保険長寿課
障がい者の自立支援・相談支援の充実	障がい者の自立を社会全体で支えていくための各種サービスや相談支援の充実を図ります。	福祉子ども課

### 施策② ひとり親家庭の自立支援事業の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
ひとり親家庭への総合的な支援・就労支援	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当や医療費の助成等による経済的な支援をはじめ、関係機関との連携協力により、自立に向けた総合的な支援を行います。	福祉子ども課
交流の場の設定	ひとり親家庭における交流の場を設け、母子寡婦福祉会と連携をとり家庭や子どもの交流を深めます。	福祉子ども課
相談体制の充実	主任児童委員や民生委員・児童委員がひとり親家庭を対象にした相談に応じ、適切な助言と指導を行います。	保険長寿課

## 基本目標5 男女間における暴力の防止と被害者の支援 困難な問題を抱える女性への支援 (DV対策基本計画)(困難女性支援基本計画)

**現状と課題** ※男女共同参画に関する住民意識調査(令和5年度)等より

DV(ドメスティック・バイオレンス)の認知度は前回調査より徐々に高まっています。精神的・身体的暴力だけでなく、経済的、社会的、性的暴力など多岐にわたるDVは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。男女を問わず人権を侵害する暴力の根絶に向け、あらゆる層への普及啓発を行い、暴力を許さない地域社会づくりを推進します。また、思春期からの暴力予防教育を通じて未然防止に取り組むことが必要です。

また、被害・加害経験者の中で相談しなかった人の割合は依然として高く、問題が顕在化しづらい状況が見受けられます。被害・加害経験者が安全に安心して相談できる体制の充実を図り、被害を過少評価せずに相談できるよう、相談窓口の周知啓発を進めます。

さらに、関係機関が連携し、被害者の救済や自立支援に対応することが求められています。これにより、DVを許さない・見逃さない地域社会を築き、安心して相談できる体制を整備します。

加えて、女性の抱える問題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係の破綻など、多様化・複雑化している中、自身が困難に気付いていても、他者には言えない場合や、自身が気付いていない又は気付きを避けている場合、厳しい精神にある場合など様々な状況にあります。支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援が必要です。

### 方針(1) DVを許さない・見逃さない地域社会づくりを推進します

男女間のあらゆる暴力を根絶し、DVが重大な人権侵害であるという認識を高めるため、住民への啓発や教育を推進します。DVを絶対に許さないという機運を醸成するため、地域全体での意識向上を図り、暴力のない安全な社会を目指します。

#### **施策① 住民などへの啓発・教育の推進**

具体的な取り組み	概要	担当課
DV防止のための啓発	DVを絶対に許さない社会機運と共に、DVの被害者の早期発見を図るため、DVが人権侵害であることについて広報紙等を活用した啓発や、講座などを通じた教育を行っていきます。	福祉子ども課 企画課 生涯学習課

### 方針(2) 安心して相談できる体制を整備します

DV被害者や困難な問題を抱える女性が安心して相談できる窓口の周知と相談体制の充実を図ります。さらに、関係機関との連携を強化し、被害者の保護と自立支援を進めます。これにより、被害者が適切な支援を受けられる環境を整え、DVのない安全な社会を目指します。

### 施策① 相談体制の充実・相談窓口の周知

具体的な取り組み	概要	担当課
県などの関係機関との連携と相談窓口の周知	DVなどの女性に対する暴力への相談や困難な問題を抱える女性からの相談に適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図り、広報紙などで相談窓口を周知します。	福祉子ども課

### 施策② 被害者の保護・自立支援の充実

具体的な取り組み	概要	担当課
関係機関と連携した円滑な一時保護の実施	迅速・円滑な保護のため、関係機関（県事務所や女性相談センター）との連携をとり、円滑で安全な保護を実施します。	福祉子ども課
関係機関と連携した自立支援の実施	被害者の自立支援のため、関係機関（県事務所や女性相談センター）と連携すると共に、相談窓口の充実と周知を図ります。	福祉子ども課

### 施策③ 関係機関との連携

具体的な取り組み	概要	担当課
個別支援会議などの開催	個別支援会議などを開催し、関係機関との連携強化を図ります。	福祉子ども課

# 第4章 プランの推進

## 1 推進体制

男女共同参画に関する施策は、庁内組織のあらゆる分野にわたります。より効果的に施策を進めるため、庁内の連携を強化し、副町長を委員長とする男女共同参画推進会議を中心に計画・施策の推進を図ります。この会議では、各部門の協力を得て、具体的な施策の進捗状況を確認し、必要な対応策を講じます。

また、男女共同参画社会の形成を推進するためには、行政だけでなく住民、地域、事業者、各種団体などが連携し、本プランに基づいた取り組みを様々な場面で展開することが必要です。このため、住民の広範な参画を促し、協力のもとに推進していきます。

これにより、すべての関係者が一体となって男女共同参画社会の実現を目指し、効果的な施策を展開することができる体制を整えます。

## 2 進捗管理

本プランを実効性のあるものとするためには、施策の効果を検証・評価し、必要に応じて実施方法を見直すことが重要です。そこで、本プランに設定された「成果指標」について、1年に1回測定（住民意識調査結果による指標は除く）し、年度ごとに進捗状況をチェックします。

進捗管理は「PDCA サイクル」に基づき、継続的な改善を図ります。「PLAN（計画）」「DO（実行）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」の各ステップを順次実施し、事業の質を向上させていきます。「成果指標」についても、PDCA サイクルに基づき、必要に応じて指標の見直しを行います。

また、本プランを推進するために、意見調整や提言を行う住民代表機関である御嵩町男女共同参画懇話会へ、必要に応じて報告を行います。幅広い意見を反映しながら、計画の管理を行うことで、より実効性の高い進捗管理を実現します。

# 第5章 資料編

## I 用語解説

### ア行

#### ■エイズ／HIV

性感染症のひとつであり、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染してから、長い潜伏期間を経て発病するとエイズ(後天性免疫不全症候群)になる。エイズとは、生体の免疫機能が破壊されることによって起こる様々な病気の総称。

#### ■LGBT

性的マイノリティの総称。レズビアン(身体と心の性別は女性で、女性に対する性的指向を持つ女性)、ゲイ(身体と心の性別は男性で、男性に対する性的指向を持つ男性)、バイセクシュアル(身体と心の性別を問わず、両性に対する性的指向を持つ人)、トランスジェンダー(身体の性別と心の性別が一致しない人)の頭文字をとっている。

#### ■エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

### カ行

#### ■隠れたカリキュラム

学校教育のフォーマルなカリキュラムの教授過程における教師の言動などを通じて、気づかないまま子どもたちの価値観の形成に影響を与えているメッセージの機能をいい、「潜在的なカリキュラム」ともいう。「男の子」「女の子」といった性による社会的な役割意識も、学校の隠れたカリキュラムの中で培われることが多いといわれている。

#### ■岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業

岐阜県では、仕事と家庭の両立支援などに取り組む「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の中で、特に優良な取り組みや他社の模範となる独自の取り組みを行う企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定している。

#### ■固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている例である。

#### ■こども家庭センター

妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関。

## サ行

### ■ジェンダー／gender

生物学的性別（セックス／sex）とは異なり、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

### ■持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年9月に国連で採択された、2016年から2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

### ■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成27年（2015年）8月に成立し、同年9月4日に施行された。この法律により、平成28年（2016年）4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定と公表が義務付けられた。さらなる推進のため、令和4年（2024年）4月1日から、従業員101人以上の企業も行動計画策定と公表が義務付けられた。

### ■性感染症

「性行為で感染する病気」を総称して、性感染症（STI）という。ウイルス、細菌、原虫などが、性器、泌尿器、肛門、口腔などに接触することで感染する。主な性感染症として、梅毒、淋菌感染症・性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、ヒトパピローマウイルス感染症などがあり、エイズ／HIVも性感染症のひとつである。

### ■性自認

自分の性をどのように認識し、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。こころの性とも呼ばれる。

### ■性的指向

恋愛、性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。一方、生物学的な性別（からだの性）と自己意識（心の性）の不一致により違和感を覚えることは「性別違和」という。

### ■性的マイノリティ

「性的指向」、「性別違和」などに関する当事者の総称で、同性愛者、バイセクシュアル（恋愛、性的指向が男女両方に向かう人や、相手の性別にこだわらない人）、トランスジェンダー（性同一性障がいなど心と体の性が一致しない人）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明確な人）などの人々のことをいう。

## ■セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、又はその相手に不利益を与える行為をいう。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。

## ■ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。代表的なものにFacebook、LINE、X、Instagram、YouTubeなどがある。

## タ行

### ■地域子育て支援センター

子育て家庭等に対し、育児不安などについての相談、指導を行う場。

### ■地域包括支援センター

地域における総合相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

### ■ドメスティック・バイオレンス(配偶者暴力、DV)

配偶者、恋人その他の親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的、性的、社会的な苦痛を与えられる暴力行為。

## ハ行

### ■パブリック・コメント

行政が施策などについて意思決定を行う前に、広く市民からの意見を集め意思決定に反映させることを目的とした制度。

### ■パワー・ハラスメント(パワハラ)

職権などの力を背景として本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。

### ■ファミリー・サポート・センター

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う事業。

### ■フレックスタイム制

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。労働者はワーク・ライフ・バランスを図りながら効率的に働くことができるとされている。

### ■ポジティブ・アクション

積極的な差別解消政策。不平等な待遇を受けてきた人種的・社会的少数派に対し、教育や雇用の機会を一定の比率で優先的に取り扱うなどの方策をとることによって、実質的な機会均等の実現を目的とした暫定的な特別措置。

## マ行

### ■マタニティ・ハラスメント(マタハラ)

妊娠、出産、育休などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益な取扱いを行うこと。

### ■メディア・リテラシー

メディア情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけること。メディアによる画一的な男女の描き方や、性差別表現を見直すためにも重要であり、メディアの情報を鵜呑みにしないで、批判的に解読する能力が求められている。

## ヤ行

### ■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう製品、建物、空間などをデザインすること。

## ラ行

### ■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する女性の健康／権利)

平成6年(1994年)のカイロの国連会議(国際人口、開発会議)で国際的承認を得た考え方。主として妊娠、出産に限られがちだった従来の「女性の健康」を、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症などの面からとらえ、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうとするもの。いつ、何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、安全な出産調整、子どもが健康に生まれ育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題など、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。このようなリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利がリプロダクティブ・ライツであり、基本的人権としての確立が必要とされる。

### ■リモートワーク

いわゆる在宅勤務のことで、所属している会社のオフィスではなく、自宅で働くことを指す。「テレワーク」という呼称を用いる場合もある。インターネット環境が普及・充実したことで、会社のオフィス以外で働くことが容易になり、特に出産後の育児と仕事の両立において、出勤する必要がない在宅での勤務は注目度が高く、企業側としても職種によって、オフィス以外での勤務を認めるケースが増えている。

## ワ行

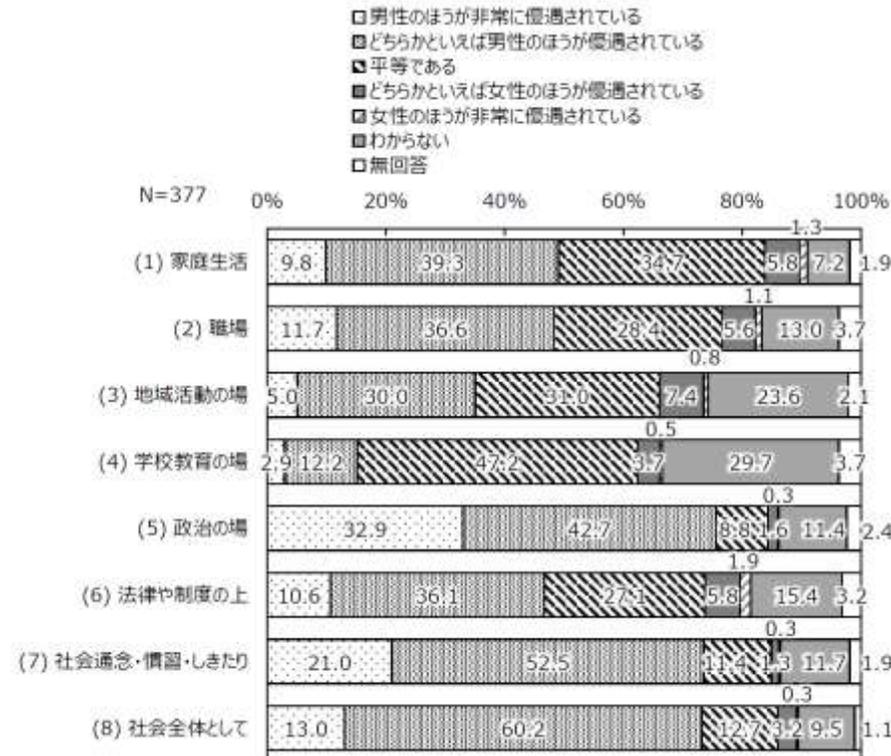
### ■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

性別、年齢に関係なくだれもが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 2 令和5年度御嵩町男女共同参画に関する住民意識調査結果(抜粋)

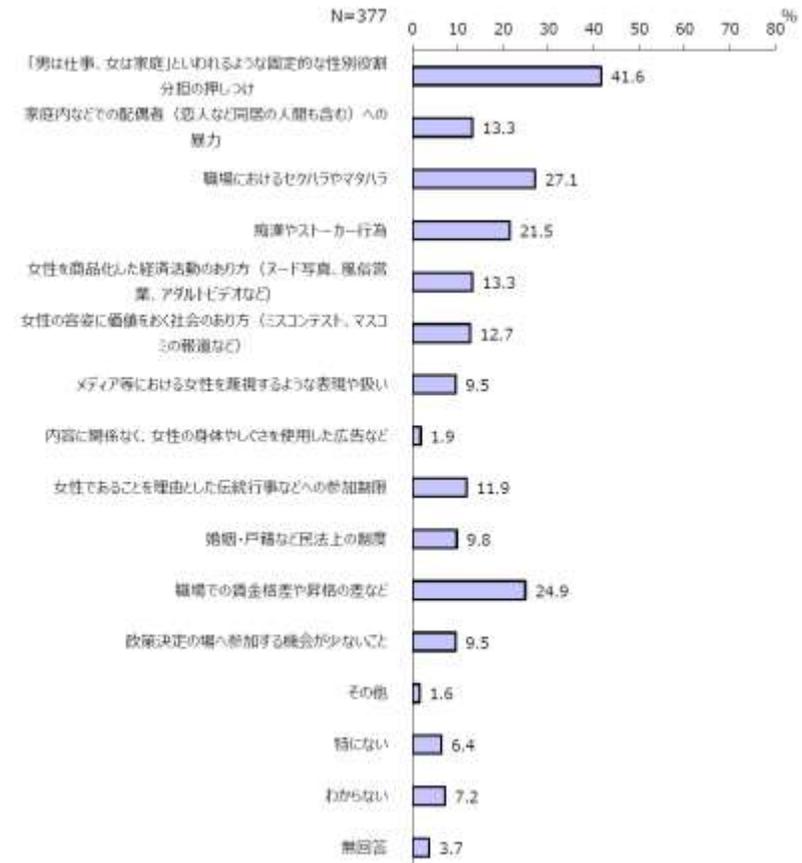
あなたは次の分野で男女の立場が平等になっていると思いますか。

(4) 学校教育の場を除くすべての項目で「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」をあわせた、男性のほうが優遇されていると感じている人の割合が最も高くなっています。一方、(4) 学校教育の場では、「平等である」の割合が最も高くなっています。前回調査と比較すると、職場においては、男性のほうが優遇されていると感じている人の割合が減少しています。一方で、政治の場においては割合が増加しています。



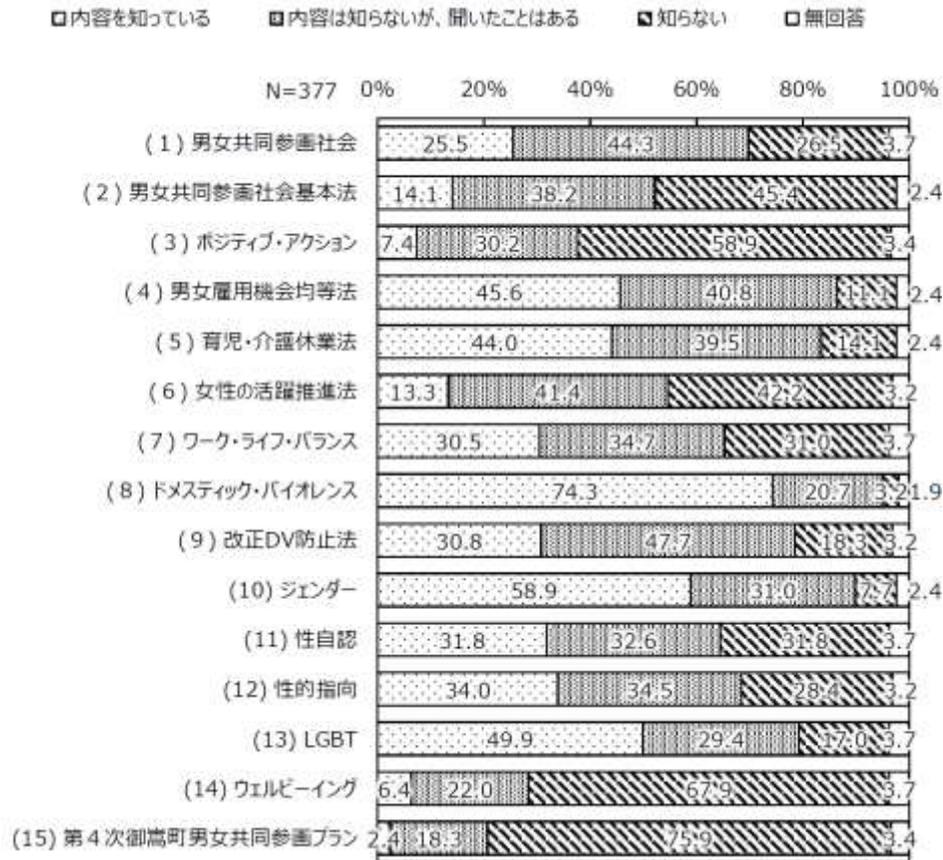
あなたが、女性の人権が尊重されていない(女性に対する差別)と感じることは何ですか。

「男は仕事、女は家庭」といわれるような固定的な性別役割分担の押しつけ」の割合が41.6%と最も高く、次いで「職場におけるセクハラやマタハラ」の割合が27.1%、「職場での賃金格差や昇格の差など」の割合が24.9%となっています。



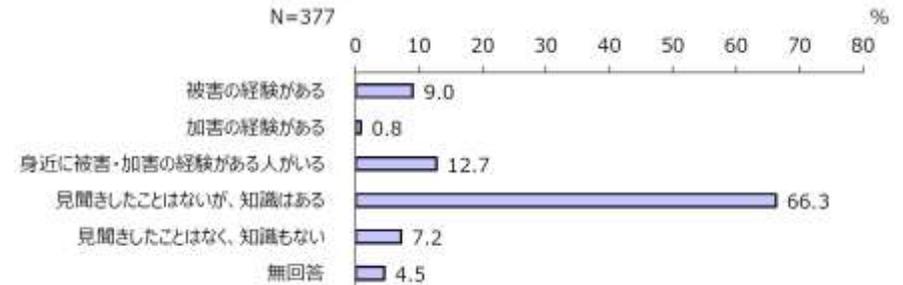
次の「ことがら」や「ことば」を見たり聞いたりしたことがありますか。

『(10)ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者等からの暴力)』で「内容を知っている」の割合が、『(3)ポジティブ・アクション』『(14)ウェルビーイング』『(15)第4次御嵩町男女共同参画プラン』で「知らない」の割合が高くなっています。



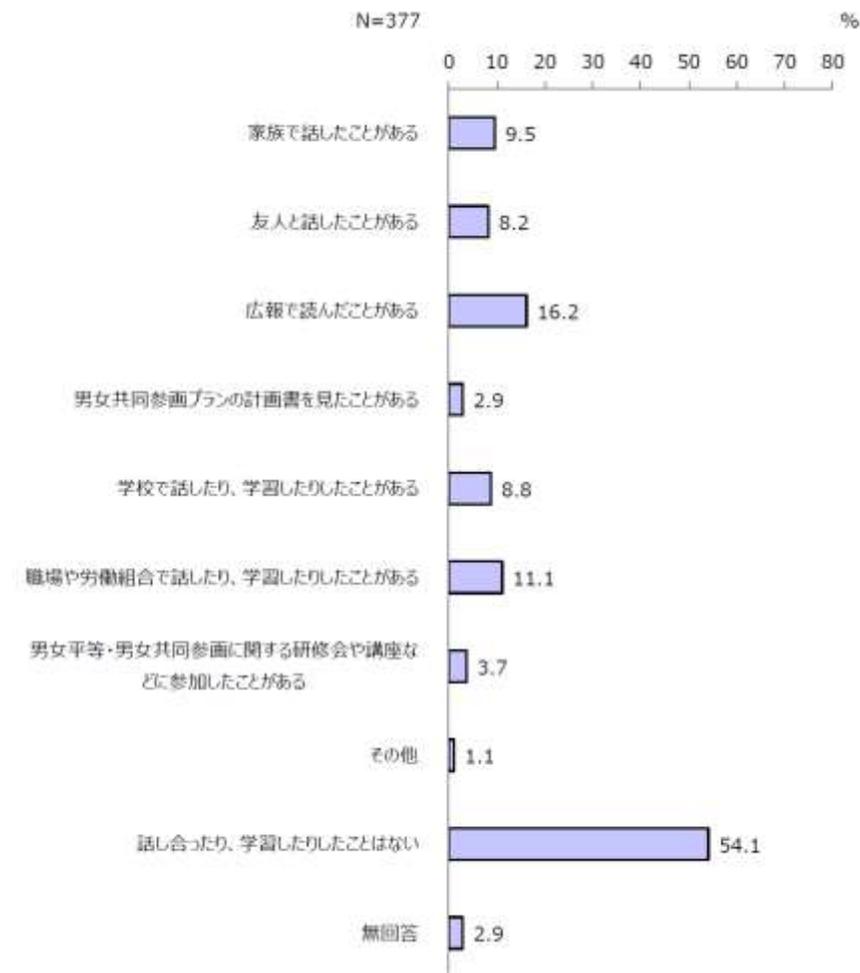
セクハラに関して、経験したり、見聞きしたことがありますか。

「見聞きしたことはないが、知識はある」の割合が66.3%と最も高く、次いで「身近に被害・加害の経験がある人がいる」の割合が12.7%、「被害の経験がある」の割合が9.0%となっています。



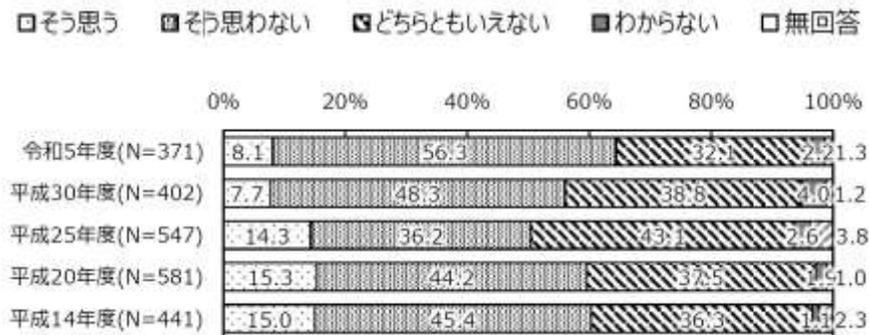
**男女平等・男女共同参画についての話し合いや学習をしたことがありますか。**

「話し合ったり、学習したりしたことはない」の割合が54.1%と最も高く、次いで「広報で読んだことがある」の割合が16.2%、「職場や労働組合で話したり、学習したりしたことがある」の割合が11.1%となっています。



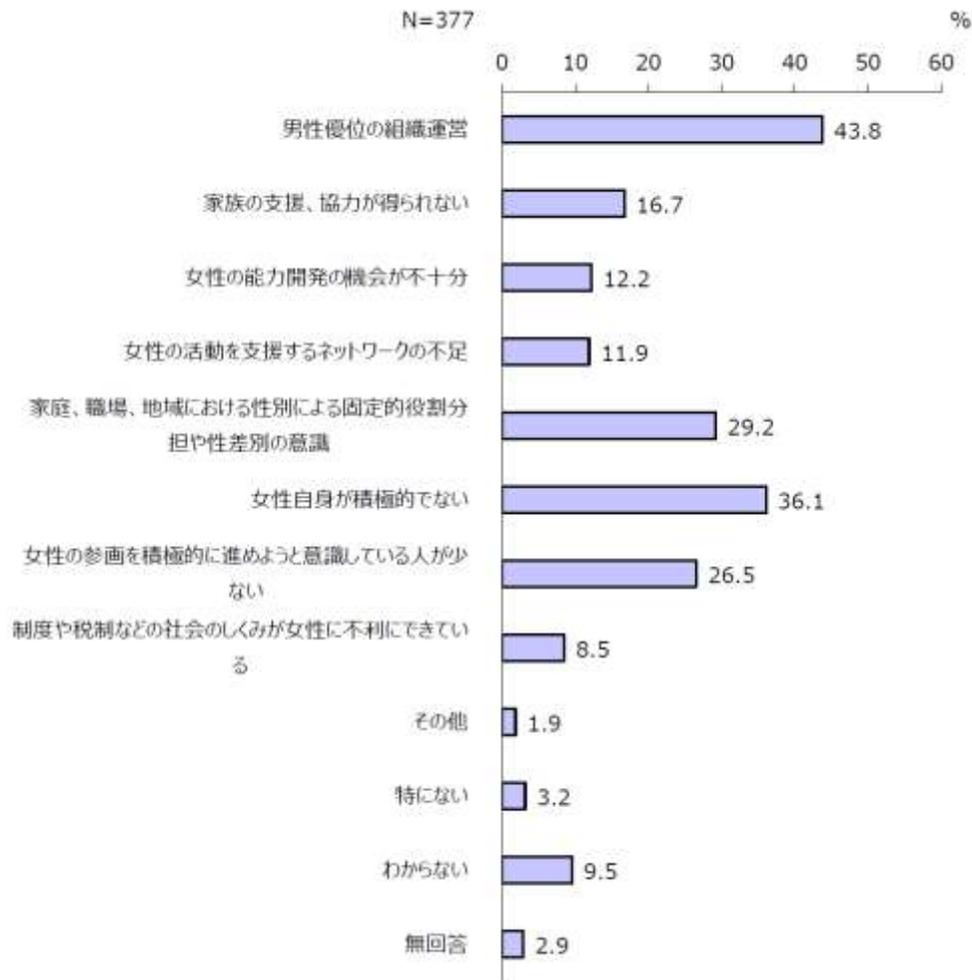
**「男性(夫)は仕事、女性(妻)は家庭」というような、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどう思いますか。**

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、「そう思わない」の割合が56.3%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が32.1%となっています。平成25年度調査、平成30年度調査に比べて「そう思わない」の割合が増加しています。



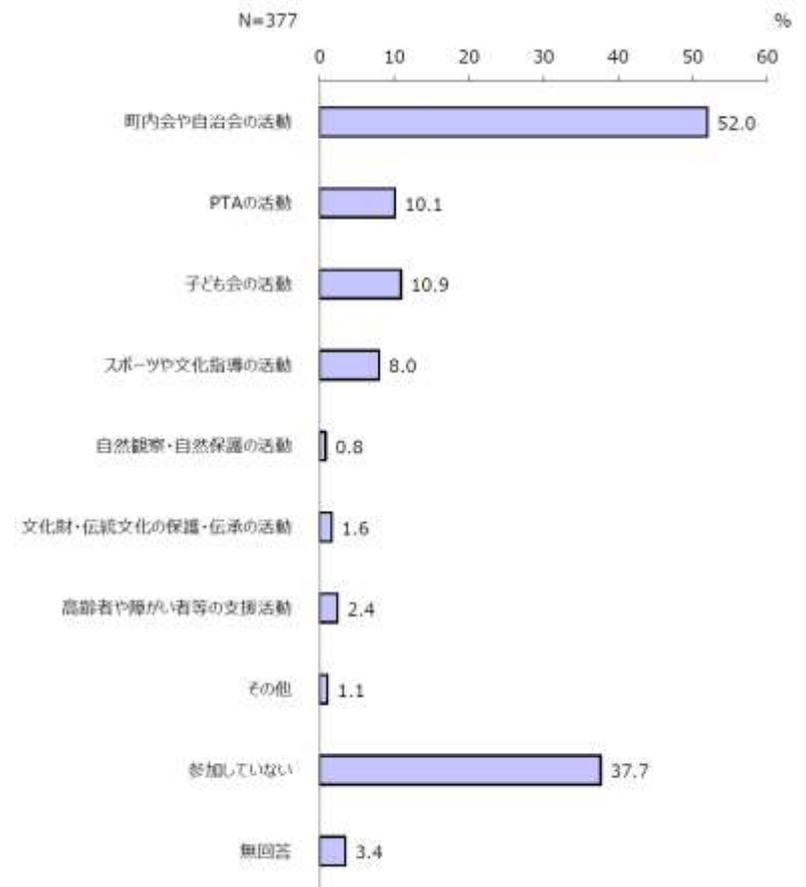
町内会や自治会の長、審議会委員や議員等には、まだ女性が就くことが少ないのが現状ですが、企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。

「男性優位の組織運営」の割合が43.8%と最も高く、次いで「女性自身が積極的でない」の割合が36.1%、「家庭、職場、地域における性別による固定的役割分担や性差別の意識」の割合が29.2%となっています。



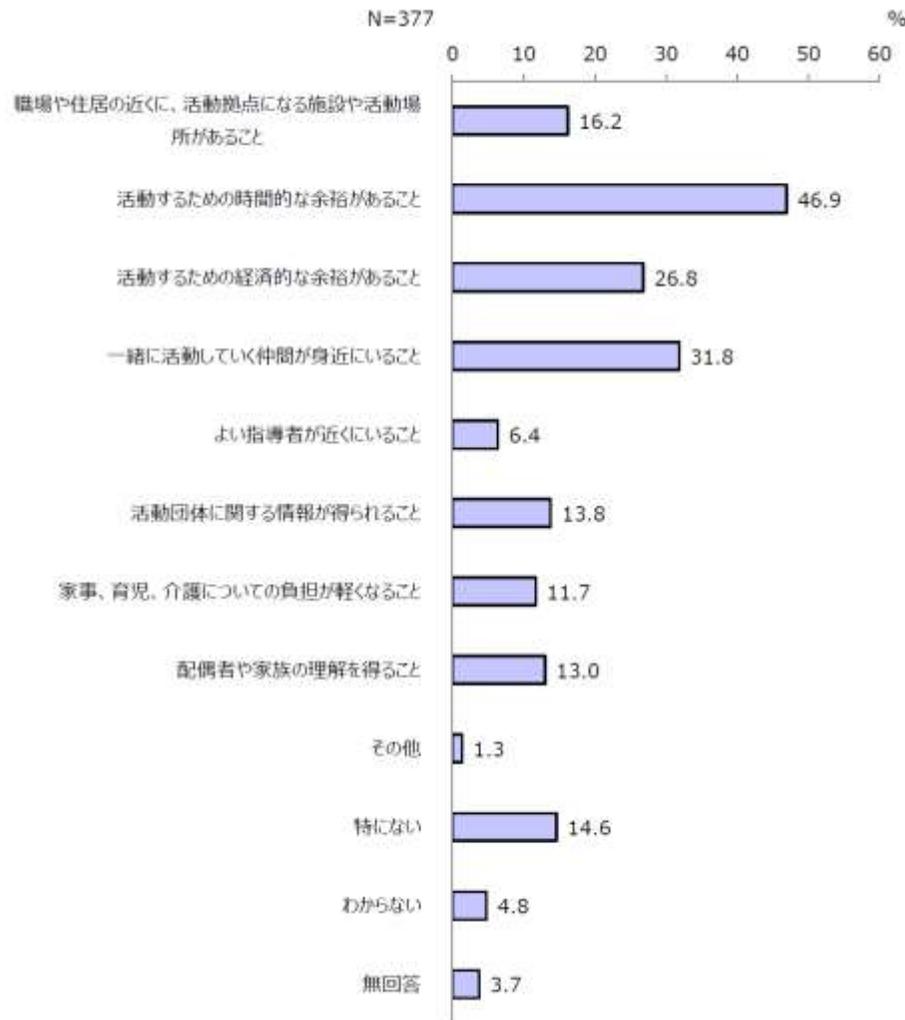
地域社会活動のうち、あなたが参加している活動は何ですか。

「町内会や自治会の活動」の割合が52.0%と最も高く、次いで「参加していない」の割合が37.7%、「子ども会の活動」の割合が10.9%となっています。



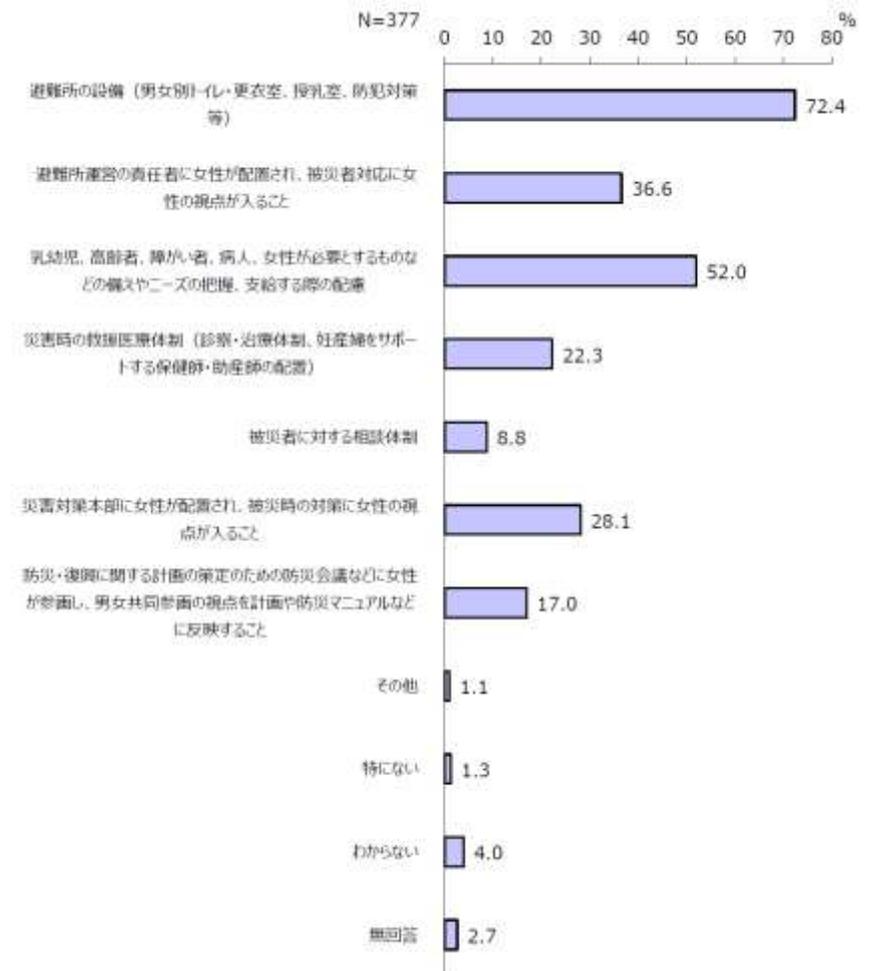
あなたが今後も引き続いて地域活動に参加（または新たに参加）していくためには、どんな条件が整えばよいと思いますか。

「活動するための時間的な余裕があること」の割合が46.9%と最も高く、次いで「一緒に活動していく仲間が身近にいること」の割合が31.8%、「活動するための経済的な余裕があること」の割合が26.8%となっています。



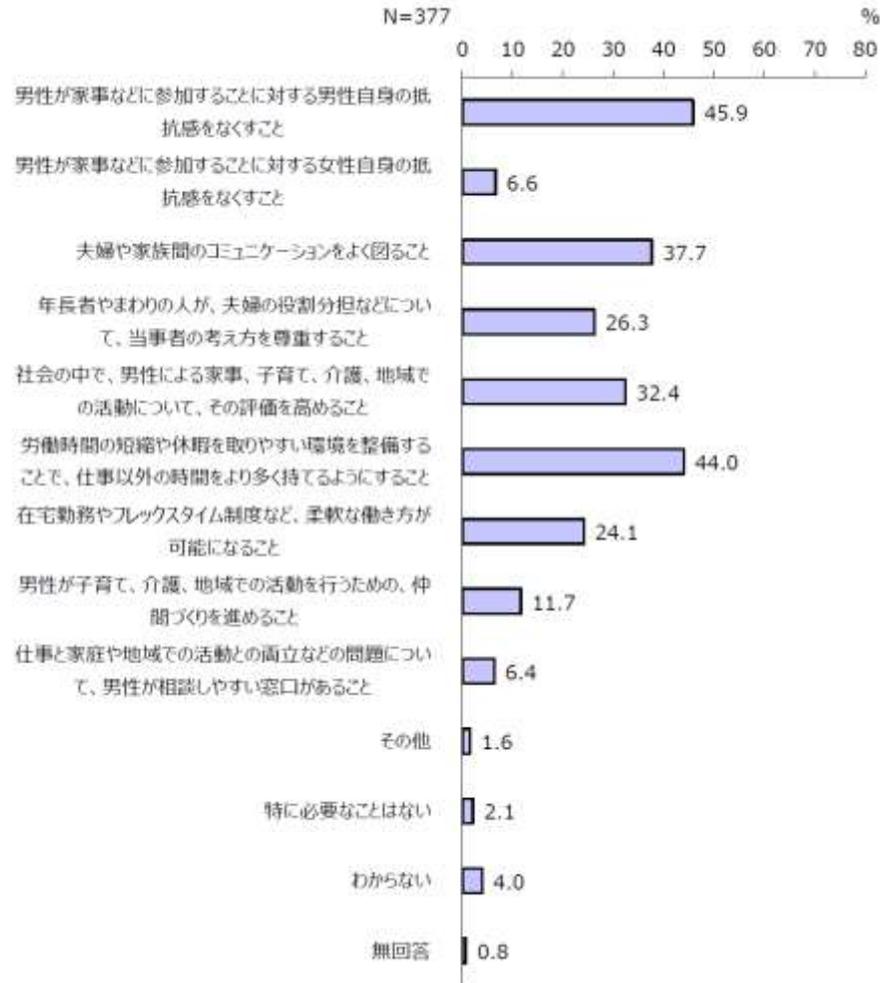
防災・災害復興対策で男女の性別に配慮して取り組む必要が特にあると思うことは何ですか。

「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室、授乳室、防犯対策等）」の割合が72.4%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、支給する際の配慮」の割合が52.0%、「避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点が入ること」の割合が36.6%となっています。



今後、男女がともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の割合が45.9%と最も高く、次いで「労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境を整備することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」の割合が44.0%、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」の割合が37.7%となっています。



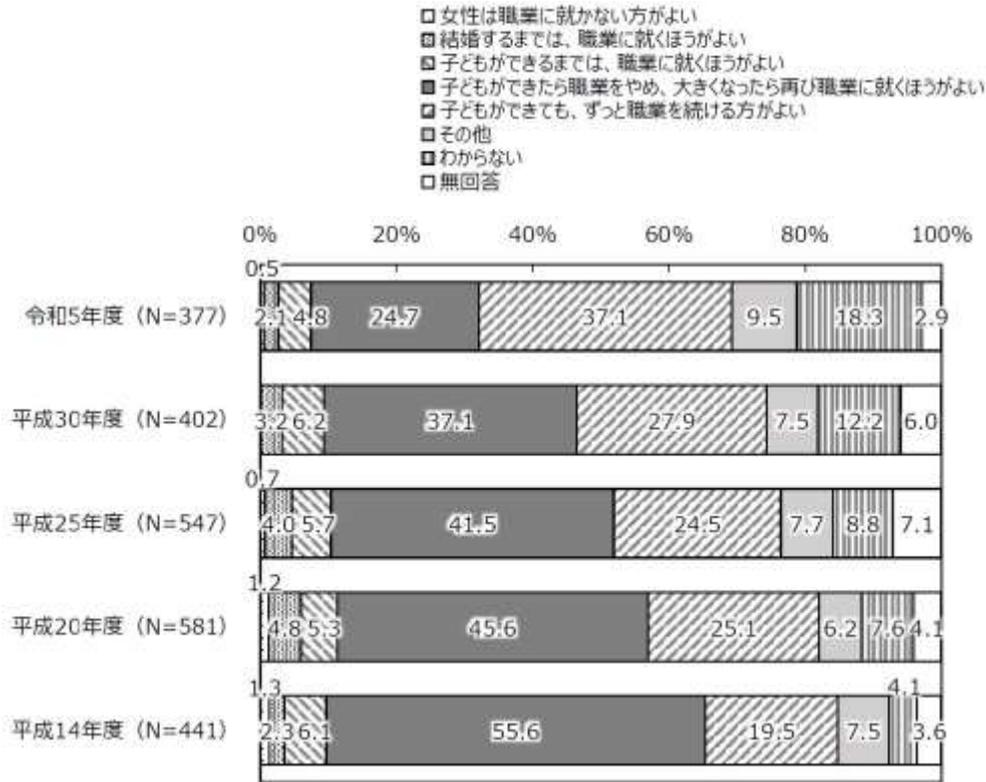
今後、男性が家事や子育てについて、より積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

「子どものうちから、男女ともに家事の手伝いをするような育て方をすること」の割合が51.7%と最も高く、次いで「夫婦間で家事などの分担をするよう話し合うこと」の割合が50.9%、「男性は家事などはやらないものだ」という意識を改めること」の割合が36.1%となっています。



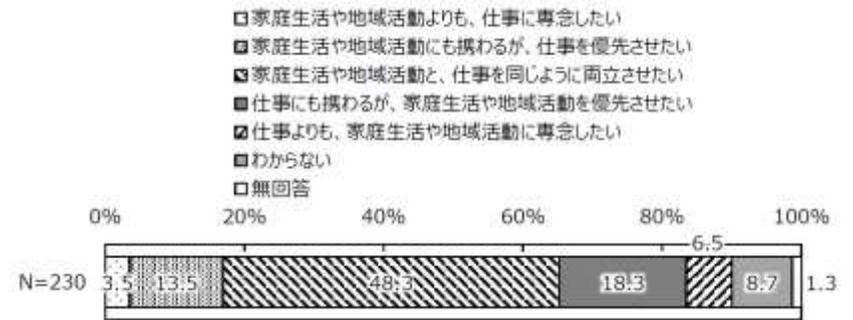
### 女性が職業に就くことについてどう思いますか。

これまでの調査と比較すると、前回調査までは「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が最も高い割合でしたが、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」の就労継続を希望する割合が37.1%と最も高くなっています。



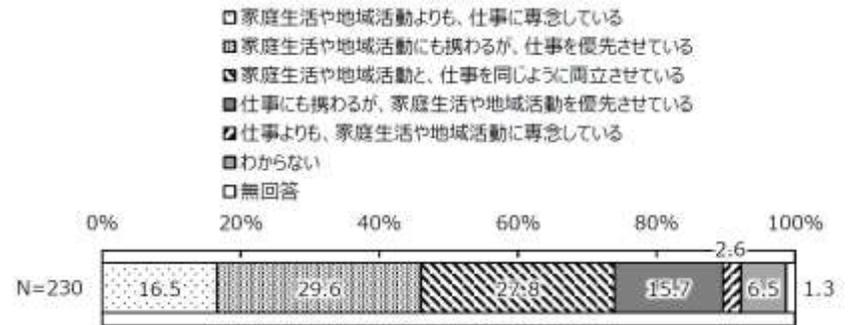
### あなたの働き方について、「希望」に最も近いものは次のうちどれですか。

「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させたい」の割合が48.3%と最も高く、次いで「仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させたい」の割合が18.3%、「家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させたい」の割合が13.5%となっています。



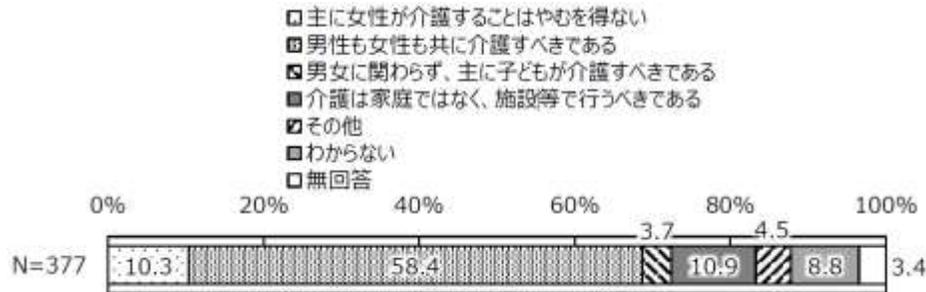
### あなたの働き方について、「現在の状況」に最も近いものは次のうちどれですか。

「家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させている」の割合が29.6%と最も高く、次いで「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている」の割合が27.8%、「家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念している」の割合が16.5%となっています。



一般的には、介護をしている人の多くが女性といわれていますが、このことについてどう思いますか。

「男性も女性も共に介護すべきである」の割合が58.4%と最も高く、次いで「介護は家庭ではなく、施設等で行うべきである」の割合が10.9%となっています。



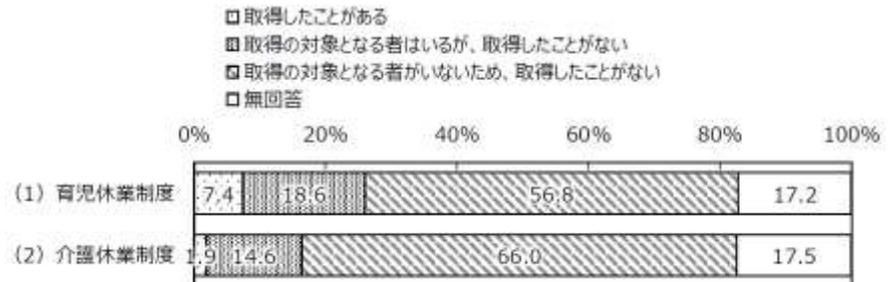
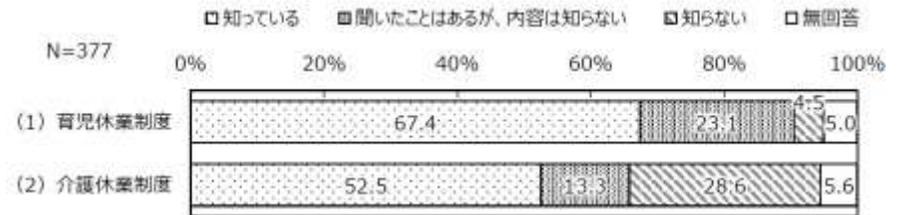
育児休業制度・介護休業制度の内容について知っていますか。また実際に取得したことがありますか。

育児休業制度では、「知っている」の割合が67.4%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が23.1%となっています。

介護休業制度では、「知っている」の割合が52.5%と最も高く、次いで「知らない」の割合が28.6%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が13.3%となっています。

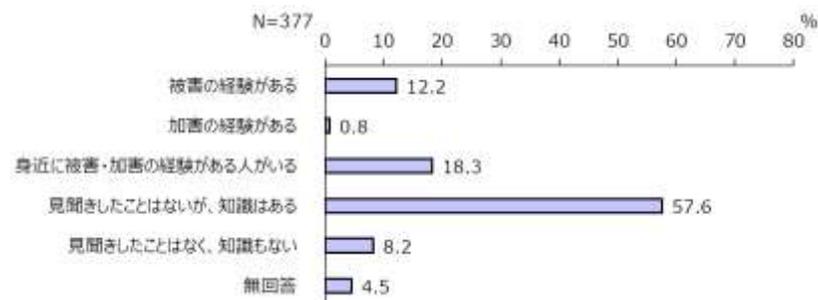
育児休業制度では、「取得の対象となる者がいないため、取得したことがない」の割合が56.8%と最も高く、次いで「取得の対象となる者はいるが、取得したことがない」の割合が18.6%となっています。

介護休業制度では、「取得の対象となる者がいないため、取得したことがない」の割合が66.0%と最も高く、次いで「取得の対象となる者はいるが、取得したことがない」の割合が14.6%となっています。



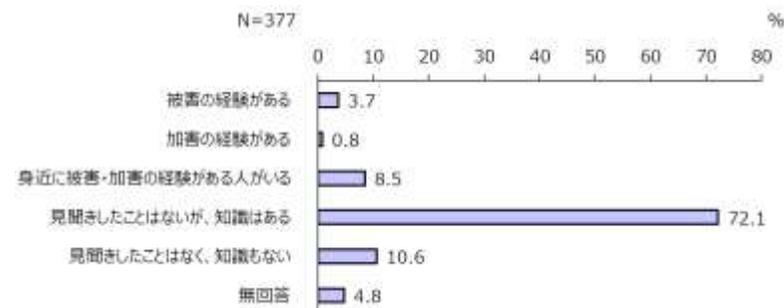
**DVのうち精神的暴力（脅す、無視する など）について、経験したり、見聞きしたことがありますか。**

「見聞きしたことはないが、知識はある」の割合が57.6%と最も高く、次いで「身近に被害・加害の経験がある人がいる」の割合が18.3%、「被害の経験がある」の割合が12.2%となっています。



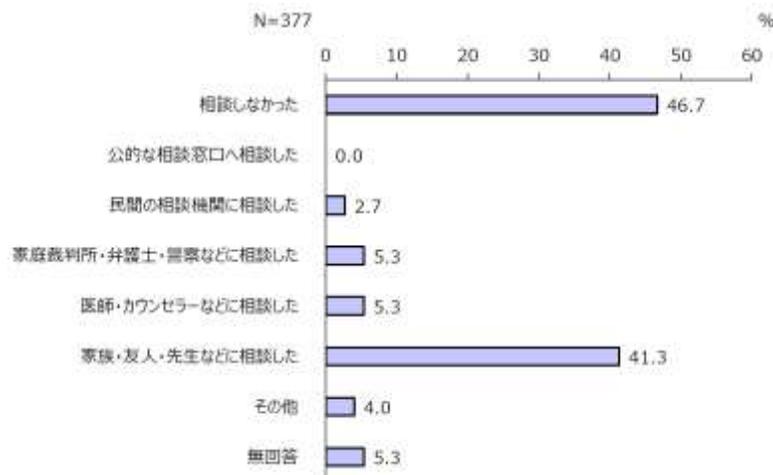
**DVのうち身体的暴力（殴る、蹴る など）について、経験したり、見聞きしたことがありますか。**

「見聞きしたことはないが、知識はある」の割合が72.1%と最も高く、次いで「見聞きしたことはなく、知識もない」の割合が10.6%、「身近に被害・加害の経験がある人がいる」の割合が8.5%となっています。



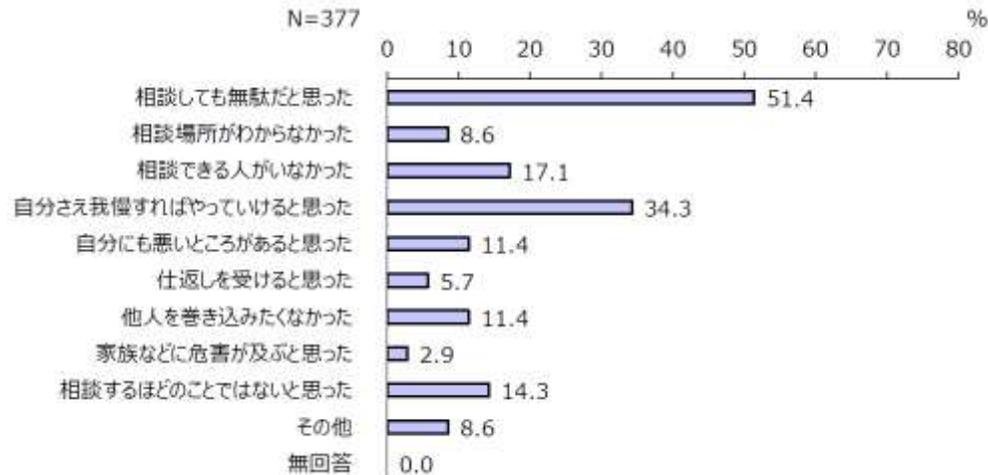
**DVの経験について、あなたは誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。**

「相談しなかった」の割合が46.7%と最も高く、次いで「家族・友人・先生などに相談した」の割合が41.3%となっています。



**DVの経験について、相談しなかった理由は何ですか。**

「相談しても無駄だと思った」の割合が51.4%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればやっていけると思った」の割合が34.3%、「相談できる人がいなかった」の割合が17.1%となっています。



### 3 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界	国	岐阜県	御嵩町
昭和54年(1979年)	・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
昭和60年(1985年)		・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」批准		
平成5年(1993年)	・第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			
平成6年(1994年)		・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置		
平成7年(1995年)	第4回世界女性会議「北京宣言」「行動綱領」採択			
平成8年(1996年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		
平成9年(1997年)		・「男女雇用機会均等法」改正		
平成10年(1998年)				
平成11年(1999年)		・「男女共同参画社会基本法」成立	・「ぎふ男女共同参画プラン」策定	・女性政策業務が教育委員会から総務課へ移管
平成12年(2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催、「政治宣言」「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」施行		
平成13年(2001年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」成立		・「御嵩町男女共同参画社会推進委員会」「御嵩町男女共同参画推進会議」「御嵩町男女共同参画推進研究会」設置
平成14年(2002年)				・「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
平成15年(2003年)		・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行		・「御嵩町男女共同参画推進委員会」解散 ・「御嵩町男女共同参画懇話会」設置
平成16年(2004年)		・「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針策定	・「岐阜県男女共同参画計画」策定	
平成17年(2005年)	・国連婦人の地位委員会「北京+10」開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・「御嵩町男女共同参画プラン」策定
平成18年(2006年)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「DV防止基本計画」策定	
平成19年(2007年)		・「DV防止法」改正 ・「男女雇用機会均等対策基本方針」策定		
平成19年(2007年)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成20年(2008年)		・DV防止法に基づく基本方針策定 ・「女性の参画加速プログラム」決定		・「男女共同参画に関する住民意識調査」実施

年	世界の動き	国の動き	岐阜県の動き	御嵩町の動き
平成21年(2009年)			・「岐阜県男女共同参画(第2次)」策定 ・「DV防止基本計画(第2次)」策定	
平成22年(2010年)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス憲章)」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正 ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定		・「御嵩町第2次男女共同参画プラン」策定
平成23年(2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UNWomen)」発足			
平成24年(2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画」策定		
平成25年(2013年)		・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」位置づけ ・「DV防止法」改正		・「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
平成26年(2014年)	・第58回国連婦人の地位委員会「ジェンダー平等とエンパワーメント」決議案採択		・「岐阜県男女共同参画(第3次)」策定 ・「DV防止基本計画(第3次)」策定	
平成27年(2015年)	・国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		・「御嵩町第3次男女共同参画プラン」策定
平成28年(2016年)				
平成29年(2017年)			・「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定	
平成30年(2018年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定		・「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
平成31年・令和元年(2019年)			・「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定 ・「DV防止基本計画(第4次)」策定	
令和2年(2020年)				・「御嵩町第4次男女共同参画プラン」策定
令和3年(2021年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正		
令和4年(2022年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の公布 ・「AV出演被害防止・救済法」の公布、施行		
令和5年(2023年)		・「DV防止法」改正 ・「LGBT理解増進法」の公布、施行		・「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
令和6年(2024年)			・「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」策定	

## 4 御嵩町男女共同参画推進会議設置要綱

平成13年11月15日  
訓令乙第5号

(設置)

第1条 御嵩町における男女共同参画に関する施策の推進を図るため、御嵩町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画関係施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画関係施策に関する各部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 御嵩町男女共同参画プランの進行管理に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長に副町長を、副委員長に民生部長をもって充てる。

3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平18訓令乙1・平19訓令乙4・平21訓令乙7・一部改正)

(研究会)

第5条 委員長は、第2条に規定する所掌事項に係る基本的な課題の調査・研究のため必要とするときは、研究会を設置することができる。

2 研究会において調査・研究した結果については、委員長に報告しなければならない。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときには、推進会議に関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理するものとする。

(平18訓令乙1・平21訓令乙7・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱を定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月15日から施行する。

附 則(平成18年訓令乙第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令乙第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令乙第7号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

## 5 御嵩町男女共同参画懇話会開催要綱

平成15年3月28日

訓令甲第4号

(設置)

第1条 御嵩町における男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)の提言及び推進に資するため、御嵩町男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(令2訓令甲8・一部改正)

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの提言に関する事。
- (2) 男女共同参画プランの推進に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が必要と認める事。

(令2訓令甲8・一部改正)

(参加者)

第3条 町長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町民団体等の代表者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(令2訓令甲8・全改)

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(令2訓令甲8・全改)

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、男女共同参画事務を担当する課において処理をする。

(令2訓令甲8・旧第8条繰上)

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(令2訓令甲8・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(令和2年訓令甲第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の御嵩町男女共同参画懇話会設置要綱により現に委嘱されている委員の任期については、令和3年3月31日までとする。

## 6 御嵩町男女共同参画懇話会参加者名簿

氏名	会員歴
名倉 さおり	平成25年4月～
細野 淳子	平成27年4月～
尾畑 洋子	平成28年4月～
若宮 圭輔	平成31年4月～
葛谷 三千代	平成31年4月～
奥村 源基	令和4年1月～
大葉 浩子	令和4年1月～

氏名	会員歴
野中 由紀	令和5年9月～
滝野 功久	令和6年3月～

※令和6年4月1日時点

事務局	
企画課長	山田 敏寛
企画調整係長	安藤 裕之

## 7 御嵩町第5次男女共同参画プラン策定経過

年月日	内容
令和5年8月3日	御嵩町男女共同参画懇話会 第5次プラン策定スケジュール確認／住民意識調査内容確認
令和5年9月15日 ～10月15日	御嵩町男女共同参画に関する住民意識調査 ・調査対象者:御嵩町在住の18歳以上の町民のうち無作為抽出した1,000人 ・回収状況:有効回答数377通(有効回答率37.7%)
令和6年2月15日	御嵩町男女共同参画推進会議 住民意識調査結果報告
令和6年3月12日	御嵩町男女共同参画懇話会 第5次プラン策定スケジュール確認／住民意識調査結果報告
令和6年7月11日	御嵩町男女共同参画懇話会 第5次プランコンセプト確認／意見交換ワークショップ 
令和6年8月1日 ～12月13日	関係各課 現状調査 第5次プラン策定に向けた現行プランの課題抽出、解決策の提案等
令和6年12月20日 ～令和7年1月14日	御嵩町男女共同参画推進会議 第5次プラン案確認
令和7年1月14日	御嵩町男女共同参画懇話会 第5次プラン案確認／意見交換
令和7年2月13日 ～3月4日	パブリックコメント実施
令和7年3月	公表

## 8 子どもたちのために、わかりやすくプランを解説します！

### 第1章の1 なんでプランを作ったの？

- ・男女共同参画社会とは、男の人も女の人も、平等に活動や仕事に参加できる社会の事です。日本の法律では、市町村もこのような社会を作るための計画を立てるようにしています。
- ・御嵩町では、この法律に基づいて、平成17年から男女共同参画プランを作り、男女が平等に活躍できる社会を目指してきました。これまでの取り組みで、性別による役割分担の考え方が少しずつ変わり、個性を大切にすることが意識が広がってきました。しかし、まだ女性が活躍しにくい分野があり、平等でない部分も残っています。
- ・最近では、国や岐阜県でも男女共同参画社会を進めるための新しい取り組みが行われています。御嵩町も、これらの動きに合わせて、新しいプランを作り、さらに平等な社会を目指します。

### 第1章の2 どんなプランなの？

- ①このプランは、男女が平等に活動できる社会を目指するために作られたもので、前のプランから引き継ぎながら、新しい問題にも取り組むものです。
- ②国や岐阜県の男女平等を進めるための計画に合わせた内容になっています。
- ③御嵩町の他の計画や福祉、教育などと一緒に進めていくプランです。
- ④配偶者からの暴力を防ぐ法律や、女性が仕事で活躍するための法律も含んでいます。
- ⑤このプランは、町の人たちの意見を取り入れて作られており、みんなが家庭や学校、職場、地域で考えて行動するための指針となるものです。

### 第1章の3 いつからいつまでのプランなの？

このプランは、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間の計画です。もし社会の状況が変わったり、新しい問題が出てきた場合は、この計画を見直します。

### 第2章の1 プランが大事にしていること

御嵩町が大事にしている考えは「自分らしさを実現できるまち みたけ」です。この考え方は、住んでいるみんなが、男の人、女の人に関係なく、自分の個性を大切に、自分らしく生きることが出来る町にしたいという思いから生まれました。これを実現するためには、次のことが大切です。

- ①男の人も女の人も平等であること
- ②自分の意志で社会のいろいろな活動に参加できること
- ③男の人も女の人も平等に利益を受けられること
- ④男の人も女の人も共に責任を持つこと

今でも、男の人と女の人の地位の不平等や、男はこう、女はこうという考え方が残っています。例えば、仕事やなにかの決定をする場面で、女の人の活躍が少ないことがあります。

御嵩町は、人口が減ったり、お年寄りが増えたり、いろんな人のいろんな生き方があることを考えて、5つの基本目標に沿って活動を進めていきます。そして、男の人も女の人も無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、「自分らしさを実現できるまち みたけ」を目指します。

アンコンシャス・バイアスとは、誰もが無意識のうちに持っている思い込みのことです。育った環境や経験から、知らず知らずのうちに頭の中に刻まれた考えです。完全に取り除くのは難しいですが、そのままにしておく、自分や周りの人の可能性を狭めたり、誰かを傷つけてしまうことがあります。まず、自分がアンコンシャス・バイアスを持っていることに気づき、「こうすべきだ」や「普通はこうだ」と決めつけないように気をつけましょう。

例えば、「女の子はピンク色が好きだ」「男の子は外で遊ぶことが好きだ」「男の子だから人前で泣かないほうがいい」「女の子だから消防士にならないほうがいい」「この血液型の人はこういう性格だ」「(男だから、女だから)自分にはどうせ無理だ」など

## 第2章の2 プランの形

「自分らしさを実現できるまち みたけ」を目指して、5つの目標とそれぞれのやるべきことをまとめています。

## 第2章の3 プランの進み具合をチェックする目安

プランでやると決めたことがきちんとできているかをチェックする目安をまとめています。

## 第3章の1 基本目標1 男女が平等に参加できる社会を作るための意識づくり

### 【今の問題点】

- ・職場では男性が特別扱いされると感じる人は減っていますが、政治の場では増えています。社会全体では、7割以上の人が、男性が特別扱いされていると感じています。
- ・女性の権利が尊重されていない(女性への差別)と感じる理由としては、「男は仕事、女は家庭」という考え方が一番多く、次に「職場でのセクハラやマタハラ」があります。セクハラやパワハラなどの被害も増えています。セクハラやパワハラなどは、加害者が自分の罪をあまり感じず、被害者が相談しにくい状況が多いので、被害が深刻になりやすいです。これらは重大な人権侵害であり、安心して相談できる仕組みと防止策が必要です。
- ・男女平等や共同参画について話し合いや学習をしたことがない人が半数以上います。行政が力を入れるべきこととして、「男女共同参画に関する幅広い情報の提供」が最も求められています。これらのことから、計画を知らせることと男女共同参画社会の重要性を広めること、そして身近な場所での意識づくりが求められています。
- ・一人ひとりの個性を理解し、認め合うために、多文化共生の推進や、ジェンダーや性的マイノリティ(LGBTなど)に関する理解と支援も必要です。

## 【やること】

### (1) 人の権利を大切にします

みんなが「男だから」「女だから」という考え方にとらわれず、すべての人の権利を大切に、それぞれの個性を認めることが大事です。家庭や地域、職場、学校などで人権についての理解を深めるために、情報を提供したり、意識を高める活動を行います。また、いろいろな嫌がらせを防ぐために、安心して相談できる仕組みを作ります。

### (2) 小さい頃から男女平等を理解します

小さい頃から大人になるまで、男女平等を理解するために、一人ひとりの個性や能力を大事にし、それを十分に発揮できる環境を作ります。学校では、男女平等や人権を大切にすることを進め、生徒たちがお互いの個性を尊重する意識を育てます。また、大人になってからも学べる場でも、固定観念をなくし、お互いの個性を尊重する意識を高めるために、いろいろな学習機会を提供し、学ぶ環境を整えます。

## 第3章の2 基本目標2 男女が一緒に参加できるまちづくり

### 【今の問題点】

- 企画などの決定に女性が少ない理由として、「男性が多く決めている」「女性があまり積極的でない」「女性を増やそうと考えている人が少ない」などがあります。また、女性が少ない分野での進出を進めるためには、「企業が女性社員を採用し、管理職にするための目標を持って努力する」ことが大事です。社会のいろいろな分野で女性が意見を言えるようにし、そのための支援も必要です。さらに、役場が女性の管理職を増やすことも求められます。
- 地域の活動への参加については、「町内会や自治会の活動」に参加する人が多いですが、若い人たちは男女ともに「参加していない」人が多いです。今後の参加には「活動するための時間があること」が求められています。地域をみんなで支えることの大切さを広め、性別や年齢に関係なく協力する意識が必要です。
- 東日本大震災以降、男女両方の視点を取り入れた災害対策が重要とされています。特に「避難所の設備(男女別トイレ・更衣室、授乳室、防犯対策など)」が必要で、日常から男女の視点を活かした避難マニュアルや運営マニュアルを整えることが求められます。
- 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、「そう思わない」と答える人が増えており、性別による役割分担の考え方が少しずつ変わってきています。今後も、性別でなく個人の能力で評価する意識付けが必要です。
- 男女が共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、「男性が家事などに参加することへの抵抗感をなくすこと」や「働く時間を短くし、休みを取りやすくすること」が求められています。また、夫婦で家事の分担を話し合うことや、子どもの頃から男女ともに家事を手伝うよう育

ても大切です。男女が共に家庭生活を担うことを広め、子どもの頃から男女平等の意識を持つ教育が求められます。

## 【やること】

### (1) 政策や方針を決める場での男女平等を進めます

公平でみんなに優しい政策や方針を実現するために、会議や委員会で男女平等を進め、女性の参加を増やします。町の運営では、性別に関係なく、能力を大事にし、人を選びます。特に女性職員には、意識の改革やスキルアップを支援し、仕事の範囲を広げたり、管理職に積極的に選んだりします。これにより、町が良い例となり、他の組織や企業にも良い影響を与えます。

### (2) 男女が共に参加できる地域づくりを進めます

地域全体が元気になり、いろいろな意見が反映された地域づくりを実現するために、地域活動への男女平等を進めます。町内会や地域のイベントなどで、男女がバランスよく参加できるようにします。また、地域の問題に協力して取り組む姿勢を育て、地域の結束が強まるようにします。そのために、ボランティア団体や地域のNPOを育て、男女問わず参加しやすいボランティア活動を進めます。さらに、すべての住民が安心して暮らせる地域を作るため、いろいろな視点を取り入れたまちづくりを進めます。

### (3) 家庭での男女平等を進めます

男女が一緒に家庭の仕事をすることで、仕事の負担を分け合い、より良い家族関係を築けます。また、いろいろな生活のスタイルに合うように、子育てや介護をしっかりサポートします。これにより、すべての家庭が安心して暮らせる環境が整い、男女平等な社会の基盤が強くなります。

## 第3章の3 基本目標3 いろいろな働き方が選べる環境づくり

### 【今の問題点】

・職場での男女の平等について、前の調査と比べると、平等だと感じる人が増えています。これにより、職場での男女の不平等が少しずつ解消されています。女性が仕事を持つことについても、「子どもができて、ずっと仕事を続けたい」と考える人が増えています。このため、子育てと仕事を両立するための支援が必要です。

・職場環境については、女性にとって働きやすいと感じる人が増えてきていますが、男女ともに働きやすい職場づくりがまだ求められています。働き方については、「家庭生活や地域活動と仕事を両立させたい」と思う人が多いですが、実際には「家庭生活や地域活動もするが、仕事を優先している」人が多いです。このため、希望と現実の間に差があります。

・育児休業制度や介護休業制度を知っている人は前の調査より増えていますが、実際に利用している人は少ないです。これらの制度をもっと広め、利用しやすい職場環境を作ることが必要です。働き方の改革や、仕事と生活のバランスを充実させることが求められています。

## 【やること】

### (1) 働く場所での男女平等を進めます

男女の労働条件の差をなくし、長時間労働を減らし、仕事の効率を上げることが大事です。企業に男女平等の意識を高めてもらい、男性の育児休業を増やしたり、いろいろな働き方を導入したりします。関係機関と協力して、これらの取り組みを広め、効果を上げます。また、地域の経済を元気にするために、女性の仕事の継続とキャリアアップを支援します。女性が仕事を続けたり、自分の仕事を成長させたりするための情報提供や研修、支援プログラムを行います。

### (2) 仕事と生活のバランスを進めます

「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスをとり、男女が一緒に仕事や育児、介護、地域活動を担い、住民一人ひとりが充実した生活を送れるようにします。ワーク・ライフ・バランスに関する意識を高め、情報を提供します。

## 第3章の4 基本目標4 一人ひとりが自立できる福祉のまちづくり

## 【今の問題点】

- ・性別や年齢によって健康の問題は違います。自分らしく健康に暮らすためには、正しい知識を持ち、心と体の健康を大事にすることが必要です。お互いの違いを理解し尊重し合うことも大切です。
- ・最近、若い人の間で性感染症が増えています。だから、子どもの頃からHIV(エイズ)や性感染症について学ぶことが重要です。また、住民が自分の健康を見直す機会を作り、健康についての意識を高めることが必要です。女性が安心して妊娠や出産を迎えられるようにすることも大切です。
- ・地域の高齢化が進む中で、お年寄りや障がいのある人を家庭だけでなく、地域全体で支える取り組みが必要です。また、ひとり親家庭など、自分で生活するのが難しい人が安心して暮らせる環境を作ることも大切です。

## 【やること】

### (1) 生涯を通じた健康づくりを支援します

子どもの頃から正しい性に関する知識を学び、体と心の成長に合った性教育を行います。そして、性と命を大切にすることが必要です。また、健康に関する情報を提供し、住民が自分の健康を見直し、良くするための支援をします。さらに、妊娠期や出産前後の女性をサポートします。安心して妊娠や出産を迎えられるように、福祉サービスを充実させ、適切な支援を行います。

### (2) 自立を支える福祉の充実を図ります

家庭内では男女が協力し合い、誰もが安心して住み慣れた地域で介護や助けを受けられるよう、社会的な支援サービスを充実させます。また、ひとり親家庭の負担を減らし、安心して安定した生活を送れるよう支援します。これにより、ひとり親家庭が自立しやすい環境を整え、経済的な安定を図ります。

### 第3章の5 基本目標5 男女間の暴力防止と被害者支援・問題を抱える女性の支援

#### 【今の問題点】

- ・DV(家庭内の暴力)についての認知度が少しずつ高まっています。精神的・身体的暴力だけでなく様々な暴力もあります。DVは重大な人権侵害であり、男女平等な社会を妨げます。みんなに広く知らせ、暴力を許さない地域社会を作ります。また、思春期から暴力を予防する教育を行い、未然に防ぐことが必要です。
- ・被害を受けた人や加えた人の中で、相談しなかった人も多いため、安全に安心して相談できる仕組みを整え、相談窓口をもっと広く知らせます。
- ・関係機関が協力し、被害を受けた人を救ったり自立支援を行うことが求められています。これにより、DVを許さない、見逃さない地域社会を作り、安心して相談できる体制を整えます。
- ・女性が抱える問題が様々であることから、その人にあった支援が必要です。

#### 【やること】

- (1) DVを許さない・見逃さない地域社会を作ります  
男女間のあらゆる暴力をなくし、DVが重大な人権侵害であることをみんなに知らせます。地域全体で暴力を許さない意識を高め、安全な社会を目指します。
- (2) 安心して相談できる体制を整えます  
被害を受けた人が安心して相談できる窓口を広く知らせ、相談体制を充実させます。関係機関と協力して、被害を受けた人の保護と自立支援を進めます。これにより、被害を受けた人が適切な支援を受けられ、DVのない安全な社会を目指します。

### 第4章の1 プランを進めるための体制

- ・男女が一緒に参加する取り組みは、庁内のいろいろな分野で行います。もっと効果的に進めるために、庁内で取り組みの進み具合を確認し、必要な対応をします。
- ・男女共同参画社会を作るためには、行政だけでなく、住民や地域、事業者、いろいろな団体が協力して、この計画に基づいた取り組みをいろいろな場面で行うことが必要です。

### 第4章の2 プランがどれくらいできているかのチェック

- ・この計画をうまく進めるためには、計画がちゃんと効果があるかを確認して、必要ならやり方を変えることが大事です。そこで、1年に1回、どれくらい進んだかをチェックします。
- ・チェックの仕方は「PDCAサイクル」という「計画(PLAN)」「実行(DO)」「評価(CHECK)」「改善(ACTION)」の4つのステップを順番に行って、計画を良くしていく方法です。「プランの進み具合をチェックする目安」も必要なら見直します。
- ・計画を進めるために、住民代表の会議である御嵩町男女共同参画懇話会に必要に応じて報告します。いろんな人の意見を取り入れて、計画を管理し、効果的な進み具合のチェックを行います。



